

平成23年第6回玉城町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成23年 9月 2日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 9月 5日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君	2番 中 野 勇 君
3番 山 本 静 一 君	4番 北 川 雅 紀 君
5番 鈴 木 加奈子 君	6番 小 林 豊 君
7番 前 川 隆 夫 君	8番 風 口 尚 君
9番 川 西 元 行 君	10番 中 瀬 信 之 君
11番 山 口 和 宏 君	12番 奥 川 直 人 君
13番 高 木 市 郎 君	14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	副 町 長 中 郷 徹 君
教 育 長 山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
総 務 課 長 大 南 友 敬 君	税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君
生活福祉課長 林 裕 紀 君	建 設 課 長 松 田 幸 一 君
上下水道課長 東 博 明 君	病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君
教育事務局長 中 西 元 君	総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
産業振興課長 田 間 宏 紀 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
教育委員長 加 藤 禎 一 君	監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君	同 書 記 宮 本 尚 美 君
同 書 記 内 山 治 久 君	

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
北川 雅紀 P3～P17	1. 放課後児童クラブと児童館について 2. 小学生の防災マップ作りの授業の推進について 3. 玉城町としての今年の鳥獣被害対策は？
風口 尚 P17～P27	1. 心身障害者施策について 2. ICTの校内活用について 3. 現代社会に生きる大切な教育について
中瀬 信之 P27～P40	1. 道路整備の進め方について 2. 地域特性を生かした農業政策について
奥川 直人 P40～P53	1. 岩出区農道舗装について 2. 玉城町の防災への取組みについて 3. 新田町・妙法寺地区農道整備について
鈴木 加奈子 P53～P65	1. 防災計画について 2. 保育の充実について 3. 中学校卒業までの医療費無料について 4. 国民健康保険料について 5. 学童保育について
山口 和宏 P65～P74	1. これから上下水道について

開議の宣告

(9時02分開議)

○議長（小林 一則君）

ただ今の出席議員数は14名で、定足数に達しております。

よって、平成23年第6回玉城町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 奥川 直人君 13番 高木 市郎君

の2名を指名いたします。

町政一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に、4番 北川 雅紀君の質問を許します。

4番 北川 雅紀君

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀君） 4番 北川。

おはようございます。4番 北川、議長にお許しを得ましたので通告に従いトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

今日のテーマは3つありまして、1つ目が、児童館と放課後児童クラブのこと、特に放課後児童クラブのことですね。2つ目が、防災に関して子どもたちの防災という観点から、防災マップの授業ということ。3つ目が、1年前に質問した鳥獣被害のことで進捗状況を伺います。以上、3点で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、1つ目の、児童館、児童クラブの状況についてですが、まず、町長に、今、玉城町は無料で子どもたち、0歳から18歳まで見ている児童館というものとお金を払って指導員の方が夕方6時までみて、保護者が迎えに来るといふ放課後児童クラブという2つを運営しているんですが、その現状と、これからの展開とか全体像について町長にお伺ひしますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 北川議員から放課後児童クラブと児童館についてのご質問をいただいたわけでありまして。

まず、私のほうから考え方を申し上げまして、後、具体的な内容は担当課長からも補足をさせていただきますが、玉城町は人口が徐々に増え、そして子どもの数もあまり減少はしないと、こういう状況でございまして、先般も臨時議会でご承認いただきましたように、下外城田の小学校に教室を増築する。そして、さらに1階の部分には児童館を併設をするという考え方でございます。

しかし、町全体も、あるいはそれぞれの地域の状況は、若干少子化傾向から増えてきておる部分もありますけれども、やはり核家族化が進んでおるといふ現状でございまして。そんな中で、やはり町といたしまして、子育ての施策、そして、働くお母さん方の支援

が非常に重要だと認識をしておる次第でございます。

今後におきましても、それぞれこの施設の中で子どもたちが有意義に活動ができるという内容を特に充実をしてみたいと思っておる次第でございます。まずは、そういう考え方を持ちまして保護者の要望に応じて、きめ細かく子育て支援施策を進めたい。そして、子どもたちの健全育成に力を入れていきたいという考え方でこれからも進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） ありがとうございます。では、具体的に今日は児童クラブ、児童館のことについて、保護者の方から僕が直接聞いた3点というテーマで質問させていただきます。直接聞いた質問なのでかなり具体的ですが、1つ目が、夏休みのプールの利用についてです。2つ目が、児童クラブの子どもたちの、児童クラブというのは3年生までしかみてないんですが、その兄弟の受入についてです。あとは、下外城田の施設についてということで、直接保護者の方や一般の方から聞いた話を今日は質問させていただきます。

最初に、テレビを見ている方に児童館と児童クラブと今の状況を分かっていただいて、お話させていただきたいと思っておりますので、説明させていただきます。

まず、児童館というものは、0歳から18歳の児童を保護者に安心して遊べる場所を提供している場です。これは見てのとおり、料金は無料となっていて、一番下の表、特徴というところですが、小学校の利用者なら学校からいったん帰宅した後、施設を利用しに来たり、18歳までとなっていますので、高校生とかもいったん高校から家に帰ってきた後来るというような施設になっています。夏休みも朝方からやっているのですが、児童館については利用者は、昼はまたいったん家に帰って、小学生などは、ご飯を食べて、プールに行ってまた利用するというような形になっていて、これが児童館というものです。

その表のこっち側になりますが、放課後児童クラブというものは、受け入れているのは小学1年生から3年生が対象です。料金は月額1人5,000円となっています。受け入れている子たちにはおやつがあり、形としては指導員の方が遊びを通じて保育をするというような施設になっています。これが放課後児童クラブです。時間も午後6時まで、小学生の1年から3年の利用ですので、学校が終わったら直接その施設に行って、いったん帰宅せず、そのまま6時まで、早く帰る子もいるかもしれませんが、6時まで利用して、原則は保護者の方が施設まで迎えに来て帰ると。長期休暇の場合も弁当持参で朝から夕方までいられるという制度になっています。これを今、玉城町は下外城田以外の3つの場所でやっていて、同じ施設でこの2つの仕組みを運用しているという形になっています。

それで、こういう違いがある中で、今年、保護者の方から聞いたこととして、放課後児童クラブの利用者が夏休みのプールを使えないという現状があると伺って、児童館の

利用者の子たちは、一度、昼に家に帰るというルールがありますので、家に帰ってからお昼からプールに行く。でも、放課後児童クラブの子は、お弁当を持って児童クラブに行き、プールの時間が来ますけれども、そのプールに行けないという現状があって、プールを利用できない。これはなぜなのかという声を複数の保護者から聞きましたので、その理由と、今後、どうしていくのかということをお伺いします。お願いします。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） 夏休みにクラブの利用者がプールに行けないことにつきましては、まず、原因としましては、梅が丘児童クラブ、外城田にあります。このときに外城田小学校の子と下外城田小学校の児童の方を受け入れているわけですが、夏休みのプールの利用につきましては、プールの運営そのものが保護者、PTAでやられておるということがありまして、外城田小学校の中では、地区外の児童にプールを利用することについて少し難しいというご意見をいただきましたことから、公平さを保つために全クラブについて、下外城田の放課後児童クラブができるまでの間、プールの利用をできないように統一してやったといういきさつがありました。

ただ、今後の対応策としましては、平成24年度から下外城田地区に放課後児童クラブを運営をさせていただこうということで進めていますので、24年の夏からは各児童クラブで、一応プールの利用時に監督責任等の所在をはっきりするというルールはつくらなければならないと思っておりますが、前向きに各4つのクラブの利用者がプールに行けるように考えていきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） はい、分かりました。外城田のPTAの方々の事情も分かりますし、24年度から下外城田ができたなら、放課後児童クラブの利用者たちもプールに行けるように前向きに進めていくということですので、これは時期的な話ですのでそうあるべきだと思いますし、そういう方針であれば、保護者も子どもたちも、そして行政としても望ましいことだと思うので、進めていっていただきたいと思っております。

これはきっと来年の夏にはOKとなることで、次の質問です。これも保護者の家族の方に聞いた話ですけれども、放課後児童クラブというものは1年から3年の子どもたちしかみないという、今、玉城町ではそうなってしまっていて、国の指針としても10歳以下となっていますので、3年生以下ということですね。そこはいいかと思っていて、放課後児童クラブを運営していて6年生までみているところもあるので、そこは手厚いからいいかなという考えもあって、特に年齢の幅が玉城町が薄いというようなことは感じていないのですが、小学3年生以下の子がいて、さらに、そのお兄ちゃんお姉ちゃんが4年以上にいるパターンですね、つまり、放課後児童クラブに入れてる子に入れてないお兄ちゃんお姉ちゃんがいるパターンの話ですが、それは現在、玉城町ではそのお兄さんお姉さんを受け入れていないということですので。しかし、兄弟はもちろん一緒にいたほうがいいですし、施設としてもお兄ちゃんお姉ちゃんがいたほうが下の子たちの面倒をみる

と。保護者としてもどうせ下の3年生以下の子を夕方6時ぐらいに迎えに行くわけですが、小学4年生以上のお兄ちゃんお姉ちゃんは児童館の利用が終わる時間、4時半から5時半、季節によって変わるんですが、その時間帯までに家に帰ってないとだめと。つまり、どうせ6時に保護者が迎えに行くのに、お兄ちゃんお姉ちゃんは家に帰っていないといけないし、家に帰っているということは1人である時間があるということです。そういうパターンがあって、そういうことの受入に対して、僕は、3年生以上のお兄ちゃんお姉ちゃんがいる場合は、今の玉城町の現状から受け入れていいんじゃないかと、むしろ、受け入れるべきではないかと思っているわけです。

それで、実際にそういう声を聞いて、もう一度、このフリップ見ていただいて、一番下の定員の問題ですが、田丸にあるさくら児童館、定員が50人で利用が46人。外城田の梅がおか児童館、これは今下外城田の子も受け入れているので、下外城田27人と外城田39人で66人、定員40人に対して相当オーバーしています。有田のいなほの郷児童クラブ、これが定員40人で利用28人ということになっていまして、兄弟を受け入れたとしても、定員をオーバーするということはないように思うわけですし、実際にこの夏休みはそういう兄弟の受入、毎年夏休みは兄弟の受入をしているわけですし、今年の夏休みに関しては、その利用はどんな感じでしたか。数字として、定員がすごく増えるのであれば指導員の方の負担が増えるので、受け入れるのも難しい状態になってくるかもしれないですが、夏休みだけそういうことをしている中で、3年生以上の兄弟を受け入れると申請があったのはどれぐらいですか。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） おっしゃっているように放課後児童クラブは条例で定めをしております、小学校1年から3年までの方を預かると。また、心身に障害のある方については小学校6年まで拡大しているという状況でございます。この中で運用の範囲内で夏休みに限り、お子さんが、今、議員さんおっしゃったように4年生以上の方についてもお預かりをしております。さくら児童館のほうで1人、梅がおかで2人、いなほでは0人という状況でございます。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 夏休みに受け入れているのが合計3人ということでよろしいですね。はい。3人であれば、一般的に誤差の範囲内といいますか、受け入れても支障のない数字だと思いますし、24年度からは下外城田にも児童館ができて、外城田があふれているという状況もおそらく解決できますし、下外城田も現在、外城田で利用しているのは27人、定員予定は40人ということで、これはきっと27から増えるとは思いますが、町長、最初におっしゃられた保護者の要望に応じていくということと、きめ細かい制度をつくっていく、きめ細かい制度に応じていくということを最初におっしゃっていただきましたので、やっぱり玉城町は小さな町ですので、こういう小さなニーズを手軽につくるといいますか、そんな大きな町ではないので、やると決めたら比較的ほかの町より

スムーズにできますし、そういうことが売りなんだと思います。なので、僕は実際にそういう家庭、3年生以下に弟妹がいて、4年生以上にお兄ちゃんお姉ちゃんがいるという家庭を持っている方から直接聞いて、これは受け入れてもいいんじゃないかと言われて、実際調べたら、人数的にもおそらく、負担という意味でも指導員や施設の方、そして行政としてもお金をもらっている分野ですので、財政的にもあまり負担増にはならない。教育的にも兄弟は一緒にいたほうがいいし、その保護者の送り迎えもある。そういった面で、下外城田ができてからというような形にならないと、外城田の事情がありますのでスムーズにはいかないと思いますが、これについてはどうですか。今まで検討されたことや、今こうやってきたことに対し、この先はどういうお考えありますか、町長。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 今、議員からもご意見をいただいておりますように、やはり小さな町であります。よりきめ細やかな施策を展開していきたいと思っておりますので、このことにつきましては積極的に前向きに検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 積極的にという言葉을 いただいて大変ありがとうございます。本当にこの前も保育所の延長保育料の時間が4時半から取っているのは早いとか、こういう児童クラブに受け入れる子どもの年齢が低いとかいうことは、総合的にはこの先の共働き、女性も労働者として日本の発展に貢献していつて共働きが増えて、核家族化も増えていく中で、若者が住みたい町、こういう町で子育てをしてみたいというような考えを持っている中で、玉城町がしていかなければならないことだと思うわけです。こういうことをしていくと、若者が住んで、若者が住むことが多分町の未来なので、こういう分野、今回、すごいお言葉をいただいて、とてもうれしく思いますし、本当に積極的にやっていっていただきたいと思います。

最後ですが、これは一つ、まだ建ってないのですが、来年4月から運営を開始される下外城田のことについて質問します。これが3点目、保護者から聞いた最後の質問になります。下外城田の施設が下外城田小学校の横に4月から建つんですが、その施設が中にトイレがないと。児童クラブや児童館を運営するのは福祉が管轄していて、学校の施設そのものは教育が管轄していますので、建物として別個になって、お互いに行き来ができないと。それは管轄があるということもありますが、基本的には勉強している子たちがいる空間に、クラブにいたり児童館で過ごしている子たちが行くというのは、あまり好ましいことではないと思いますので、敷地を分けるということは当然だと思いますが、トイレがないと。保護者からの話で、その心配していた保護者が児童館、児童クラブを運営する施設の中にトイレがないので、学校とは管轄が分かれていますので、学校の中のトイレを使えるのか、それとも、下外城田の外にあるトイレ、2、300m離れてると思いますが、そのトイレを使うのかどっちなんやろという声を聞いて、僕も凶面見て、

ああなるほどと思いました。そういうことを、保護者が、建つ前から心配されてますので、それについてはどうですか。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 議員ご質問の下外城田の放課後児童クラブにおけるトイレの件ですけれども、小学校の教室を増設するというので1階部分を今回、工事にそろそろ入ることになっています。その折に1階部分を共用するような形で運営をいただくということになると思いますが、増設部分は学校の施設という形で申請しております。その点から、文科省の補助金を受けて造られることとなります。その点から、教室の部分にトイレを造ることは補助金の対象外になってしまうということで、いわゆる増設部分に補助金が下りないという形になります。ですから、敷地内にトイレの増設も、敷地も非常に狭いという点では増設は難しくなっております。

ただ、放課後児童クラブの室に移行した時間帯、放課後の時間帯については、学校もまだ開いております。そういった点では1階のすぐ近くにトイレがありますので、教育委員会もそれを使うことは容認しております。自由に使っていただいて学校のトイレの共用は可能というふうに考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） お金が下りないのでトイレを造らないというのは考え方としては有り無しでいうと有りかなと思いますし、敷地が狭いのでトイレが造れなかったというのはわかりますので、どうやって使わせるかということを考えていく中で、管轄は違いますが、学校の中のトイレを使わせていただくのはありがたいことだと思います。ただ、先生が帰る場合もあると思いますし、土曜日でも利用できますので、土曜日に先生がいるかと、そういう場合は閉めてあるのかと、そういうようなところはどうか。台風とか大雨が降っていたりというような中で、もしかしたら夕方6時まで児童クラブは使えますので、そういうときは先生が帰っているかもしれないと。そこら辺の想定といたしますか、そういうパターンはもう少し詳しくいうとどうですか。基本的には使わせていただいてありがたいのですが。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 台風の時につきましては、やはり学校も警報が出ておる場合は帰しますので、連携をして帰すような形にしております。

ただ、土曜日等につきましては、また児童クラブの福祉と相談しながら、できるだけ子どもたちに使えるような形を考えていきたいと思っております。鍵のセットの解除の仕方とかそういうものもあります。そういった点で福祉のほうと相談させてもらいながら、みんなが使えるような形でできたらやっていきたいと思っておりますので、検討させていただきます。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 4月から始まるということで、やってみないと多分分からない

ことも一杯あると思いますが、基本的には始まるまでにいろんなことを考えて、オープン時点で一番いい形になっていたらいかなと思いますので、教育と福祉という部分で管轄が違うかもしれませんが、子どもがいかに使いやすく使えるかというようなことを考えながら、さっき言っていたように、相談していただいて、いろんなケースがあって考える種類はいっぱいありますが、一番最良のものにしていきたいと思いますし、そうあっていただきたいと思いますので、ぜひ、先ほどおっしゃったように積極的に考えていっていただきたいと思います。以上、プールの件と兄弟利用の件とトイレの件、これが今回1つ目のテーマの児童館、児童クラブの質問でして、いろんな話を聞いた中からの質問でしたが、全部前向きな答弁をいただきましたので、来年の4月からこれが全部解決していればいいと思って、この質問を終わらせていただきます。

2つ目ですが、2つ目も子ども関連で防災のことです。震災があって、これがテーマに上がることがたくさんあると思いますが、玉城町の防災というものを、震災があって、町長はどのように進めていって、玉城町の防災、減災が進んでいくためには、今後、どうあるべきか。玉城町版の防災の発展という意味で町長はどう考えてますか。これは子どもの防災という話をこの後するのですが、子どもは関係なくて、全体としてという話をさせていただいてお願いします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 具体的に玉城町としての防災についてどう考えているのかというお話でございます。やはり今回の3月11日の未曾有の東日本大震災をはじめ、阪神淡路の大震災、そういったことの教訓を生かしていくということが一番重要なことではないかと思っています。

特に、玉城町に限りますと、ご承知のように海岸部がございません。北浜、村松沖から直線で約8.5kmが玉城町ということでございますし、開会前にご報告を申し上げましたような形の宮川、あるいは外城田川という河川の氾濫の注意もしなければなりませんけれども、まず、大きな大地震、つまり東海・東南海の3連動の、何度もお話させていただいておりますように、プレートの中にある玉城町でございますから、この3連動の大地震に対する対策を玉城町としてどう取っていくかというのが一番重要なことではないかと思っています。つまり、阪神淡路の教訓を生かすということにもっと力を入れていくべきだと思っています。

具体的に申し上げますと、阪神淡路の被害者死者の方々は、その8割が家屋や家具の転倒による被害が多いといわれておりますから、特にこのことに徹底して、町民の皆さん方にぜひ日ごろからの備えを十分意識をしていただいて災害に備えてほしいという考え方で、これから力を入れていきたいと思っています。まずはいろんな教訓から、自分の命は自分で守っていただく。そして、その次に、やはり玉城町でも最近、以前のような地域のつながりというもの希薄になってきている部分がございますから、地域の皆さん方同士で助け合うという地域の絆づくりにもう少し力を入れていくべきではないか

と思っています。まずは災害があっても、それを少しでも減らす減災対策、日ごろからの備え、そして、もう一つは、町の危険箇所の点検と整備と、この二本立で力を入れていくべきではないかと思っている次第でございます。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 分かりました。大きな話としてはそういうことだと思いますし、先ほど町長がおっしゃったように、やっぱり自分たち住民一人ひとりが自分の命は自分で守る。町ができることは少ないと思うんです。20mの津波が来るから20mの堤防とかを造るわけにもいきませんし、やっぱりそういう場合には住民の方がいかに避難するかとかいうことから始めないとだめというのが、あの震災を通して分かったことですし、そういうのを後押ししていくのが町の役目だと思います。

そういう中で、以前から町の方針とか町長のお話を聞いていて、やっぱり区単位とか、区長さんや集落がどう防災に取り組んでいくかということのを促したりする話がよく出てくるのですが、そういった面では集落単位で取り組むこと、そしてまた、今、区長さんをお願いしていること、そういった意味でいうと、より具体的にどういうことをさせていただきますか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） ありがたいことに町内でもいろんな自分たちの災害から身の危険対策を講じていこうということやら、あるいは地域の中での動きやらございまして、今、町としても以前からでございますけれども、防災のテーマで自治区の要請に対してこちらからお出掛け講座の開催をさせていただいておったり、あるいは、民生委員さんが直接自分たちの地域の中の危険箇所をパトロールしたりとか、地域の祭りのふれあい、伝統行事を、あるいは祭りをつくっていこうと、あるいは保存していこうという動きもあるわけでございますが、こうした普段のつながりが一番大事だと思います。

ずっと昨年の5月から、約9割方の自治区で既に懇談をさせていただいておりますことの一番の重要な一つの中に、この防災、地域のつながりということをお願いをしております。阪神淡路の対策で非常に救出された方が多かったという北淡町の例なんかもお話をさせていただいたりしております。先般も区長さんや役員の皆さん方が神戸の人とみらい防災センターへご視察をいただいたということでございまして、やはり具体的に直接町民の皆さん方一人ひとりが命を守ることに意識をどう持ってもらえるか。

そして、その次に、繰り返しますけれども、やはりまず自治区の、あるいは隣同士の皆さん方での助け合い、いわゆる共助、みんなで助け合うことに取り組もう少し広げていきたいと思っています。今、申し上げましたように、少しずつこうした意識をもつていただいて活動が生まれてきていることはありがたいわけでありまして、さらにもう少しこちらのほうからもおせっかいでありますけれども、お願いを申し上げていきたいと思っています。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 区長さん方を神戸の防災にかかわるセンターに連れていっていただいたりということで、町としても区単位で防災というのを進めている状況がありますし、実際に震災とかいろんな災害が起こったら、消防団の方は勤めていたり、町の職員がそんなにいるわけでもないですし、やっぱりその近隣の方が被害を確かめにいったり助け合うことが現実として起こってくると思いますので、そういう方向であるべきだと思います。

しかし、区長さんとか副区長さんはほかの仕事もあつたりという中で、負担が大きいと感じていまして、区単位で防災というものを進めていかななくてはならないのですが、現状としては積極的にいろんなことに取り組んでいる地区とそうでない地区が分れるような状況がありまして、それが画一的にみんな取り組むという制度にしていけないと、本当に玉城町全体としての力は上がっていかないということを今は感じていまして、区長さんとかの負担を減らすという背景の中から、しかし、僕も東北地方、宮城や福島を回って被災地を見て、避難所とか海岸線沿いとか県の職員とかいろいろ話聞いた中で、やっぱり一番守るべきは、命に順番はないと思いますが、子どもです。子どもが町の未来なので、子どもの命をまず優先に考えると僕は思っているんです。順序はないかもしれませんが。そういった中で、区単位で進めていくという根底があつて、それが重要というのがありますが、実際には区長さんとかの負担があつて、はかどっていないというのがあつて、もう一方では、子どもを一番に守って、子どもが防災意識を持てば大人も巻き込んでいくという意味で、防災マップというのがあるんですね。ちょっと見ていただきたいのですが。

これです。これが防災マップというものですが、この紹介しているのは2010年度の第7回小学生の防災探検隊マップコンクールの入賞作品です。福島県相馬市川原町児童センターの子どもたち2、3年生10人が作ったものですが、こういったものがありまして、防災マップというのですが、子どもたちが自分の住んでいる範囲とか通学路とか自分の学校とか、この場合は自分たちの住んでいる町近辺の通学路という部分でチェックした地図ですが、例えば危ない箇所、標識がぐらぐらしていたので市の人に教えてあげようというような、ここら辺ですね、そういうのを子どもたちが町を見て感じて書いたり、空き地がたくさんあるので近づかないようにしようというようなことを書いて、空き地が6件あるということが書いてあります。それで、ほかにも崩れやすいブロック塀があるので危険なので気にしようとか、そういうことを町を歩いて書き込んでいって、子どもたちの視線を見て、子どもたちが自分たちで地図を作って、こういうマップを作って公民館とかに置いたり、また、学校で配布したり、広報で配布したりというようなことが、実際、授業として様々な町で行われてまして、2010年ですと317の学校や団体から1,607作品の応募があったという現状があるわけです。これは応募なので、実際はもっといろんなところがこういうものに取り組んでいて、三重県でいいますと、鳥羽の安楽島が賞をとったりして、かなり防災意識が高まって何年も前からこういう防災マップを

作っています。

何が言いたいかといいますと、こういうのを学校の授業として取り組んでほしいんです。これは一日で済むことですし、何より子どもの防災意識を高めるといのはすごく難しいことですが、実際に経験してみないと、しかし、これは楽しみながら取り組みますし、子どもたちが実際に歩いて実際に思ったことを書いていくということですので、一番手っ取り早いんですね、子どもの防災意識を高めるといことでは。こういうものを作って、子どもたちの防災意識を高めていく方針を町としてやったら、子どもたちが動けば大人も動きますし、先ほど最初に言った区としての活動という面でも区単位の、例えば僕は中角ですが、中角にいる子どもたちが中角だけの地図でいいんです。そういうものを全地区でやれば、すごく防災意識が高まりますし、最初に言った区単位の防災意識という活動にもつながりますし、また、区長さんや副区長さんがやるようなことを子どもたちがやって、負担も軽減されるということをおもうわけです。

それで、まず最初に、こういう子どもたちの防災意識を高めるためにこれをやってはどうですかということをしたのですが、今、現段階で子どもたちについての防災教育はどういうのをされてますか。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 現段階での防災についての啓発等について、後段で防災マップのことについても、再度、ご質問があればお受けしたいと思いますが、まず、学問的な点からの学習については、特に中学校では社会科における地理的分野、それから理科における地学的分野、そのところで地震の起こり方、地形について学習する中で、地震というものの起こり方、起因を学習しております。

ただ、防災という観点に立った点では、子どもたちに頭で学習させるよりも体験させることのほうが非常に大事だということで、体験活動を中心にして学習しております。それで、各小中学校では各学期ごとに防災訓練を実施しております。ただ、今まで地震とか火災を中心にしたもので実施しておりますが、今年度は先日、1学期中に地震を想定した防災訓練を全学校で実施していただきました。特に東日本大震災のことがありましたので、津波はなかなか玉城町としては難しい状況ですので、地震でどういう対応をしたらいいか各学校で勉強してもらいました。それから、地震体験者も県のほうから来ていただいて、子どもたちが説明や揺れる体験を行ったり、阪神大震災のときに被災した方のお話とか、震災のときのボランティアで活躍した人に来ていただいて話を聞いたりしていただいております。今後も、東日本大震災を基に、状況を子どもたちに伝える学習を各学校にはできれば学習してほしいと指示してありますので、今年度中にさらに新たな東日本の震災についての学習をしてもらうことになるのではないかと考えています。

それから、確かに、議員がおっしゃられるように、一つは子どもから大人に向けての啓発をしていくのは、実は子どもたちは純粋な点から環境教育もそうですね。それから、地震についても、特に環境教育は、自分たちがきれいな町にしようということで、自分

たちがいろいろな活動をしていきます。EMについてもそうですし、そういう活動、それから、キッズISOの節電等についてもそうですけれども、子どもたちが気付いたことを親に伝えて、そして、親が自分たちの子どもから学んでいく。お父ちゃん、ごみを窓から捨てたらあかんよというふうに、逆に親が叱られるという風景もあるとも聞いています。子どもは純粋な点から、そういうふうな点での子どもの役割、大人に対する啓発も、議員言われるようにしていくということも大事な点があると思いますけれども、やはり大人は子どもの模範となるべき状況ではありますので、そういったことから考えて、子どももしっかりする中で、大人ももっとしっかりしていただきたいと感じておりますので、そういった点での啓発をしっかりしていきたいと思っています。

防災マップについてご質問がありましたら、また。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） ちょっと視点を変えまして、地域活性助成事業というのがあるのですが、これは、自治区等の地域をより良くしていこうとする活動に対する取組を支援し、地域のつながりを強化し地域力を高めることが目的という事業ですが、これの申請のあったような事業例というところに防災マップの作成というのが書いてありますので、これがどのようなものであったかということと、今月の広報にも載ってましたけれども、原地区の活動紹介というので、原地区の健康しあわせ委員の方が、自分たちの地域を知って防災に備えようということで、防災マップを作ったということが広報に載ってまして、おそらく現状として田丸のある地区の小学生は防災マップを作っているという話も聞いたことがありますし、この地域活性助成事業で防災マップを作成したというのが事業例として書いてありますし、今月の広報に載っていた原地区の防災マップ作りということがあって、バラバラに根付いていたり活動しているというような状況があるのですが、具体的に玉城町全体として防災マップ作りはどんな状況になっていますか。お願いします。

○議長（小林 一則君） 総務課長 大南 友敬君。

○総務課長（大南 友敬君） 防災マップの作成の状況でございますが、現在、栄町の1区2区、新出町、原と、こういうふうな地区で防災マップを作成していただいております。

ご質問の中にありました地域活動助成金の件につきましては、これまでもお話をさせていただいておりますが、この24年度から、来年度から若干の見直しをしたいと考えております。この中で特に防災マップの作成についても自治区の活動の中でお願いをしていきたいと思っています。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） そうですね、別個で田丸の中で3個してもらってますし、原の方もしてもらっていると。その活性化事業というものを使ってお金を町が支出して区で防災マップを作る意欲のある方は作ってもらおうというような現状だと思っておりますが、最

初に言ったように、区ごとが防災意識に取り組むというのが重要ですし、一番守るべきは子どもという観点から、子どもを利用して申し訳ないんですが、学校の授業として区全体の区割りというので防災マップをしていただいたら、すごく効率的だと思いますし、子どもたちも楽しみながら作れて、そういうものを作って公民館などで貼り出したり、広報で書いたら、大人も意識をしたり、大人のまた新しい活動につながっていくというようなことが、全国のこういう小学生の防災探検隊のコンクールとかを見ても、そういうものにつながっていくと書いてありますので、必要な時間は1日ぐらいなんです。お金は多少要りますが。しかし、それは今も支出していることですし、バラバラにやっていて効率がよくないので。1日です。例えば、1、2、3年が授業に取り組んで、また3年後に1、2、3年が取り組むというような形にしたら、3年に1日です。3年に1日、こういう活動をやって防災としての町の将来が高まっていくというような形に、玉城町みたいな小さな町であればこれはできると思いますし、すごく効率的で有効的だと思っているわけです。毎年やったほうが本当はいいのですが、そういった意味でこういうものを教育、今年も指導要領、国の指針にもこういう防災教育が入りましたし、玉城町独自のそういう教育の決めの中でも入ったわけなので、防災というものが。これに取り組んで損はないと思いますし、とても有効的だと思うんですが、町長、どうでしょうかね。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） いろいろご提言をいただいて、それぞれで、より子どもからお年寄りの皆さん方までの一人ひとりの町民の皆さん方の命を守ることに力を入れていきたいと思っています。

3月11日の東日本大震災の中で、特にいい事例として紹介されてますが、岩手釜石の小中学生の子どもたちに対しての防災教育、これがずっと以前から徹底して行われておったと。それはどういうことかと言いますと、いざというときにはとにかく逃げると、自分の命を守るために逃げると。昔から「津波でんでこ」という言葉が、ある地域にはあったということですが、そういった中での教育が徹底をしておって、そして、岩手釜石の小中学生の子どもさん方は、他の地域と比較いたしましても、ほとんどの方が助かったという事例を先般も中央防災会議の片田というメンバーの先生からもお聴かせをいただいた次第でございました。いろんな対策があると思いますけれども、やはり、一つひとつ、どういうのが一番効果的かということも十分今回の教訓の中から学んで、そして、いざというときにそれが実践できるという形に進めていかなければならないと思っています。これは、それぞれのところで所管をする全庁を挙げてこのことに重点的に取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） はい、ありがとうございます。教育のほうなので、最後に教育長にもお願いしたいと思います。防災マップ、僕は一番いい形は区の中にいる子どもた

ちが区を見るというのだとは思いますが、通学路だけ見たりというマップもありと思いますし、下外城田小学校の子どもたちが下小の、1日の半分は学校にいるので、学校の防災マップを作るとかいろんなパターンがあって、そういったバリエーションの中でこういったものを作っていったって、どんどん進めていったって発展させていくというのもいいと思いますので、そういった面も含め授業として、授業日数を割くことにはなりますが、具体的な考えとか、先ほど教育長がおっしゃった、今やっていること以外で何かというもので最後にどうですか、総合的な話としては。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 防災マップにつきましては、平成7年の阪神淡路大震災以降、全国の各学校で校区内の防災マップ作りが積極的に行われております。

それで、玉城町の各学校につきましても、学区内の防災マップが作られまして、各学校でも玄関等に貼り出されているところもあります。しかし、震災からちょうど16年経ってきまして、かなり、2、3回修正も加えてやってきましたが、かなり今は修正をしなければいけないところも増えてきております。

それで、先日、各学校には、学区内での防災マップをまた修正するとともに、学校内、校舎内で地震が起こったという、先ほど議員からの指摘がありましたように、校舎内にいる場合が子どもたちの生活の半分ぐらいを占めます。そういった点で、学校内での防災マップを作成するように各学校に指示させていただきました。それで、新たにそういう点での校内防災マップと校区内の防災マップをさらにしていただくことになると思いますが、私は、学校でそういうノウハウを子どもたちに、また、子どもたち同士、それから先生の指導の下にマップを作成してもらいながら、さらに、できればそれぞれの区内で親子でお父さんお母さん、子どもたちが、区を歩きながら特に危ないところを自分たちの区の活動としてやっていく。いわゆる学校で得た学習をさらに発展して、区内での自分たちの子どもたちと親子の絆をつくりながら、そういう活動をしていくということも非常に大事なことではないか。それがいわゆる地域活性の活動意識に使われるといいというふうにも思っております。

そういった活動が各地域で行われることを期待しておりますけれども、子どもたちは非常に多面的な見方をしてくれます。大人には分からない、大人は非常に頭の中で固くなってしまうところがあるのですが、子どもたちは柔軟な頭の働きをしてくれるときがあります。そういった点を新しい視点に入れながら、親子でそういう活動をしていただくことが、また玉城町の、町長がよく言われます絆づくりにも発展していくのではないかと思っておりますので、学校で得られたノウハウをさらに広げていく活動を考えていったって、また、学校からもそういう発信をしていきたいとも思っておりますので、今後、マップ作りにまた取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） 前向きな答弁をありがとうございます。学校内の地図は指示を

出してできる予定ということですので、それがもっと発展していったら、子どもが防災に興味を持つ地区になって、さらに、それに動かされてといいますか、元々動いているのですが、さらに強力になった大人が防災意識を強化していくというような町になってほしいと思いますし、この防災マップは防災だけでなく、街灯の場所とか、電話ボックスとか、防犯カメラとか、子ども 110 番の家とかも記入したりすれば、防犯ということもできますので、防災、防犯、バリアフリーとかいろんなパターンがあるので、そのノウハウとして蓄積していけば、将来の玉城町のためになると思いますし、その子らが大人になったときにもっと効果を発揮することになると思いますので、今年から始める校内のところからどんどん進めていっていただきたいと思います。これで、防災マップを授業に取り組んだらどうですかという質問提言は終わらせていただきます。

最後ですが、これは鳥獣害被害の対策についての質問をさせていただきます。

1年前、多気や度会町の鳥獣害の被害がすごくて、多気や度会は駆除や農家の方たちが柵を張るといような現状に対する補助をすごくがんばっているということの説明をさせていただいて、多気や度会という近隣ががんばっていて、玉城が全力で取り組んでないと獣害が玉城に入ってきますし、農業の発展という点でも、農家の方の意欲がなくなってしまうのではないかとということで、鳥獣害対策の今の玉城をさらに拡充させるというように質問させていただいたのですが、去年がどうであってどれくらい進んだのか、また、今年になってこういうことが分かって来年度はこうしていきたいという具体的な流れ、今年も私事ですが、スイカを 70 個ぐらいカラスに食べられて 1 個 1,000 円で売れるとしたら 7 万円の被害なわけですし、そういう現状がうちであって、ほかの農家の方にも聞いたら、ほかの農家の方もいっぱい食べられていますので、被害に遭っている現状はあるので、そういう去年、今年、来年度というような推移の中で大きな方針を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 鳥獣害被害の対策の具体的な回答ということでございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今年度の取組自体につきましては、玉城町におきまして被害防止計画というものを策定をいたしまして、安心して農業ができる環境を整備するために、23 年度、国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策事業の実施をさせていただきました。この事業につきましては、ソフト事業といたしまして、軽減を図る部分の・・・的な取組ということで、実証的に侵入防止柵、電気柵でございます、こちらの集落での地域ぐるみでの被害防止活動ということで、取組の対策をさせていただいたところでございます。これにつきましては、まだ刈り取りが済んでないところもございまして、効果的な部分につきましては、今後、検証をしていきたいと考えておるところでございます。また、猟友会の皆さん方への優雅鳥獣への捕獲駆除、捕獲的な要素が強かったものを委託事業に切り替えをさせていただきました。

今年につきましては、平成23年度予算後で50万円の予算組をさせていただいたところでございます。これにつきましても、内容的には出動回数等の報告をいただきながら、それに基づく委託ということで単価を調整をさせていただいてきちっとさせていただくということで、より活発な活動になるように協力依頼を目指しておるところでございます。

○議長（小林 一則君） 時間が来ておりますので、収束を願います。

4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀君） すみません。聞きたいことはあったのですが、時間が来ましたので、議長には時間オーバーして申し訳ないですが、これで質問を最後終わらせていただきます。

鳥獣被害、これからまだ数字として拡大していく懸念がありますので、今聞いた中では進んだ部分もありますので、さらに拡充していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小林 一則君） 以上で、4番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

10分間、休憩といたします。

(10時11分休憩)

(10時21分再開)

○議長（小林 一則君） 再開いたします。

休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に、8番 風口 尚君の質問を許します。

8番 風口 尚君。

《8番 風口 尚 議員》

○8番（風口 尚君） 8番 風口。冒頭に災害本部長であります町長から台風12号の災害の状況等のご報告がございましたけれども、皆様方におかれましては、夜を徹してのご労苦にねぎらいの言葉を表する次第であります。

さて、議長のお許しをいただきましたので、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目が心身障がい者施策につきまして、2点目が、ICTの校内活用について、3点目が、現在社会に生きる大切な教育についてということでございまして、まず、1点目の心身障がい者施策につきまして、小規模授産施設であります夢工房たまきが新体系に移行ということで、来年1月に保健福祉会館に移ると伺っております。また、今回、改修工事の予算が計上されてございますけれども、内容につきましてもご説明をいただいております。施設の面積も増え、また、さらに定員も10人から15人になり、少し充実するのかなと思っておりますけれども、お隣の明和町は50人ということを知りまして、大変このことにつきまして一生懸命力を入れておられるなど感じておる次第です。

そこで、夢工房の跡地の利用をどういうふうにご検討されるのか、まず、お聞きし

たいと思います。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 風口議員から心身障がい者施設小規模授産施設夢工房の跡地の利用についてのお尋ねをいただきました。

現在の施設は平成6年からでありますから17年を経過しているわけですし、また、議員からの、ただ今のご質問でもございましたように、既に新体系の移行という形の中で、それぞれご検討をいただいてまいりました。特に現在のこの夢工房の施設が非常にいろんな面でここで利用していただきにくいということがございますので、特に今回、補正でも提案をさせていただいてますけれども、福祉会館を一部改修をいたしまして、より良い環境でご利用いただくということでの計画を進めさせていただいております。

ご質問の現在の夢工房の跡地の活用につきましては、今、具体的に計画は持っておりません。今後、現在の施設がどういう形で活用できるのか、あるいは他の公共施設等への活用なりそういったことは、今後、十分検討していきたいと思っておりますが、現在のところ、具体的な計画は何も持っていない状況ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 現在、計画は持っておられないということがございますけれども、こういった障がい者の方は本当にたくさんおみえでございまして、親御さんたちもこういった障がい者の方々の将来を大変心配をなさっておる。これは当たり前の話でございまして、そこで、今、計画はないということがございます。私は、そういった方々またケアホームというふうな施設がこれからは必要ではないだろうかと感じているところでございます。では、町が直営でということになると非常に難しい点多々あるのかなと思いますし、今、具体的にこうこうという、そこまではいかないわけがございますけれども、今後、そういうことも踏まえて前向きに検討されるお気持ちはあるのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 議員のご質問のように、私も一部保護者の方からのお話も聞かせていただいております。今、議員から質問ございましたように、跡地の利用について何か考えがあるのかどうかということもございました。保護者の皆さん方、ご質問のとおり、やはり、大変将来のご心配をなされておられるという気持ちも、私も十分承知をさせていただいておりますので、前向きに親の会の皆さん、保護者の皆さん方のお考えをお聞かせていただくようにしていっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） ぜひ、ご検討いただくようお願いしたいと思います。

それでは、2番目でございますけれども、ICTの校内活用ということでございまして、10年ほど前にはITが盛んでございました。インフォメーション・テクノロジー。

しかし、ここ何年か前からですと、IとTの間にコミュニケーションが入りICTが用いられておりまして、情報の共有化の表現ということになったようでございます。文科省が教育の情報化ビジョンとしてまとめました、「子どもの情報活用能力の育成」、「分かりやすい授業の実現」、「校務の負担軽減」という3つの側面から、情報通信技術の必要性を指摘している中、学校現場でのICTの活用は、機器や機材など教室を取り巻くICT環境が整いつつあります。玉城町でも小中5校に50型のデジタルテレビなどを3台ずつ導入して活用なさっておられるというふうにお聞きしていますが、現状と問題点があるのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 議員ご指摘の教育の情報化ビジョンは、今年度4月28日に文部科学省から公表されたものであります。社会の情報化の急速な発展等に伴い、情報通信技術を最大限利用した21世紀にふさわしい学習活動と学校施設設備が求められているということから出されたビジョンであります。

現在、玉城町の各学校では、児童生徒にパソコンが利用できる環境をパソコン教室などで整えておりますけれども、さらに昨年度末の総務省の補助金のICT整備事業で、図書室や多目的ホール、多目的教室、理科室などにも配置して児童生徒がさらにICTを使える環境を広げております。

それから、かつては教職員もパソコン等がなかなか使えない時代もあったわけですが、教職員にも1人1台パソコンが整備されて使える環境が整いつつあります。全国的にICTを活用できる教職員の割合は、昨年度ですけれども、全国76.1%になっています。

三重県は実はICTを活用できる教職員については、全国1位の90.5%に昨年度達しております。昨年度、一昨年度と、三重県は学力テストは下から数えて低かったのですが、ICTを使える教職員につきましては全国トップになっております。

玉城町はもちろん早くから1人1台パソコンを教職員に配備していただいておりますので、玉城町は100%になっております。そういう点で、パソコンなどのITを使って子どもたちの情報活用能力とか、授業でのICT機器の活用、それから、教職員の校務の情報化を図るという形も骨子として入れられておりますので、そういった点で玉城町もいろいろと活用させていただいております。

特に現状、昨年度の予算で、先ほど議員からもご指摘がありましたけれども、特に予算をつけていただきました総務省の補助金のICT整備事業では、50インチ型の大型テレビを各学校各階に合計15台備えさせていただきました。それに付随してブルーレイのレコーダーなどブルーレイやDVDが見られる環境も13台設置させていただきました。それから、プロジェクターを8台、実物投影ができるものがカメラ、書画カメラと

いいですが、それを9台配備させていただいております。実物投影機というのは、例えば子どもたちが絵とか、グラフで表にしたとか、そういうものをカメラの下に置きますとプロジェクターで教室の前の黒板に映し出すことができるという非常に優れた便利なものでして、そういった面で子どもの学習の理解度を上げていただいております。

また、自分たちで子どもたちがパソコンを活用してインターネットで検索をしたり、計算や書込みなどはもちろんのこと、画面に工夫をこらして絵とか写真などを取り込んで、例えば学校によっては1年間のカレンダーを作るということも子どもたちの学習の中で授業展開をしていただいております。

それから、先ほどの教職員の校務の情報化、3点目にありますけども、そういった面では児童生徒の名簿とか様々な情報を、このごろはいわゆる情報の流出が問題になりますので、町にサーバーを置いていただいて、教職員がそのサーバーにアクセスをして子どもの名簿などを取り出せるように、事務の方々がそういう表を作っていただいて、それを活用していただくような形で校務の情報化を図って、セキュリティも万全にして、現在のところ、様々な校務の交流を図る形を現状としてさせていただいております。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 大変充実しているんだなという気はしておりますけれども、この機材と申しますか、機材の環境と申しますか、うまく言えませんが、この点につきましては、レベルですけれども、玉城町のICTの環境レベルというのは、近隣の他の自治体に比べるとトップクラスと理解していいんでしょうか。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 確かに玉城町は100%ですので、先生方がみんなそういうICTの機器を活用した授業をすることができますし、良い授業をするためにさらなる先生方の研修も必要だと思っております。私も県におりまして、県では先ほど1位と言いましたけれども、私が県におるころは下から数えて5番目ぐらいでした。それで、研修をかなり注ぎ込みまして、県単位での研修をかなり充実をさせていただいて、5年目研修、10年目研修ということで節目節目に研修を織り込んで、研修をさせていただいて力量をアップさせていただいているところですけども、さらに県のほうにも研修を要望したり、度会郡でもICTの研修をもう少しやっつけようかということで、一応、1人1台パソコンは玉城町、それから近辺の学校にも徐々に広がりつつありますので、そういった点でさらにICT研修を企画することも度会郡として考えさせていただいております。

また、将来的に今、話題になっております教科書のデジタル化ということが出てきております。子どもたちの教室に1人1台パソコンをとすることはなかなか難しいとは思っております。かなりの予算が必要になってくると思っておりますので、児童生徒1人1台パソコンの配備は資金面での問題点もありますけれども、その対応に補助金を要望していくということも、我々は将来的には考えていかなければいけないかと考えておる

ところです。先生方の研修のこれからの乗り越える課題と、それから、子どもたちへの1人1台パソコンの配備がひとつ課題になっていると現状では考えております。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 課題としましてお聞かせ願ったとおりでございますけども、かなり教員の指導能力も上がってきたのかという気がしております、よく新聞なんかにはICT支援員ということで、ICT活用をサポートするという仕事だそうなんですけども、そういったICT支援員が市町村を通じて学校に指導に来ていたりというようなことが書いてございましたけど、玉城町ではそういった方々のサポートは必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 教職員の研修については、上限というものはありません。できるだけ新しい情報等を研修していただきながらレベルアップをさらにしていくことが必要です。現在、学校経営アドバイザーの先生がいろんな情報も入れながら、各学校に特に若い先生方にも指導していただく中で、歳の召された先生方にもそういう新しいICTの機器の使い方だけではなく、こういう教材があるということも提供していただきながら、学校での交流を広げていただいております。ただ、私どもが一番思っていることは、デジタル化が教育には非常に大事であるとは思いますが、その中でICTが中心になってしまって、本来の子どもたちにしっかり教えていくという点での一つの手助けとしてICTを活用していきたいと思っております。そういった先生方の手づくりの授業を大切にしながら、ICTの機器を手助けとして手段として使いながら、より分かりやすい授業を進めていくことを心掛けるように指示しているところです。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 少し最後のほうでお考えなりをお聞きしましたが、先ほどデジタル教科書というお話もございましたけども、そういった各社がデジタル教科書の開発を進めていると聞いておまして、非常に便利で効率がよいということで、全教科、今のパソコン1台でいいわけですね。

しかし、こういった意見もあるわけです。検索すればすぐに答えが出ると。ネット上での自己完結でコミュニケーションがないというふうなことをおっしゃる方もございます。今、少し考え方いただいたようでございますけども。

そしてまた、それに合わせてデジタル書籍の時代になって、簡単に快適に購入ができて一読できる。音楽のようにネットで本を簡単にダウンロードができる。そういうふうな時代でございますけども。

私なんかはいささか古臭いもんですから、紙の手触りとか、あるいはページを繰っていく楽しみであったり、また、休憩してしおりをはさんでおく、少し先をどうなってるのかなと思って読んでみたり、また戻ってみたりというような、そういった楽しみ方、紙の本の楽しみ方があるように思えるわけでございます。2、3日前の新聞の掲載欄に

14歳の中学生在が紙の本が私は好きだという良さを書いてありました。どうやら年代でもないようでありまして、子どもたちもそういうふうなことを考えている方もおみえでございます。こういったデジタル時代でございますけど、全体のデジタル教育というものについての、少しお考えいただきましたけども、再度、このことにつきましてお考えをいただきたいと思います。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 先ほど先に話はさしていただきましたが、子どもたちの学習能力ではICTを活用すると、画面で見るということで、それを確かめて終わってしまうということが多いんです。それで、議員ご指摘のように、読書なりというのはやっぱり心に染みていくという、文字を読むことによって、それに触れあうことによって、頭の中、心の中にも浸透していくというので、私どもはやっぱり本は本、読書は読書という形で、現在でも各学校では行われておりますが、朝読書、これは子どもたちにとっては非常に大事なことであり、読書をした人間は頭の整理がつきやすいということも聞いております。そういった点で、今までの学習を並行しながら、新たにICTの機器も使いながら、併せて教育をやっていくのが、教育については新しいものと古いもの。古いというよりもいいもの、残されたものがあると思います。そういった面で新しいものに、そして根底から流れている教育の良いもの、それを併せ持ちながら教育をしていくことが大事であると思っておりますので、その両面から今後、玉城町の教育を進めていきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 温故知新ということなのかというふうに聞いておまして、少し安心をいたしました。よろしく、このことについても今後とも教育のほうをよろしく願いたいと思います。

それでは、3番目でございますけども、現代社会に生きる大切な教育というようなタイトルをつけたんですけども、まず、この中で3点ほど分けました。1点が消費者教育、このことにつきましては、新学習指導要領の項目の中にも入っておるんですけど、自分の力で様々な情報を取捨選択して理解し賢明な選択を行い、商品やサービス、企業を正しく評価できるようにするために行われる教育であります。商品やサービスを選ぶことに自分で責任をもつということは、売買が契約であるという意識をきちんと持つ。この契約意識が弱いのが最近の若者の傾向のようでございます。したがって、悪徳商法、通信販売でだまされることが少なくないようであり、生活における無駄をなくしたり、お金の計画的な使い方、小中学校の段階から社会に対応していけるような力をつける、こういった教育が重要ではないかと感じておるところですけども、町長にこのことにつきましてお考えをいただきましてから、教育長さんをお願いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） この地域や国の将来を支えてくれる子どもたちの教育というの

は、非常に重要だと思っておりますし、子どもたちが将来に夢や希望を持って生きられる社会をつくっていかねばならないわけです。

しかし、今の日本の世の中は大変残念なことに、特に大人の社会規範が非常に崩れているということありますから、前段、北川議員からもご質問いただいております中でもありましたように、子どもたちからむしろ地域を変えていくというふうなことも要るのではないかと私も思っております、外国から日本の国を見ますと、豊かな日本であるにもかかわらず、毎年3万人の方が自ら命を失くしていくという非常に異常な事態です。これは何とかしなければならぬと思っておるわけでございまして、私はいつも教育の原点は家庭だと思っておりますけれども、親の背を見て子どもは育つという言葉もあるわけですが、そんな中でいかに社会に役立つ人間として力をつけていくかということに、もっとも国の政治の中でも、あるいは地域にありましても子どもたちを大事にしていくことが要ると思っております。

今の豊かさの歪、子どもたちから要望がなくてもついつい与えてしまったり、何でも欲しいものが手に入るという、私たちの子どもの時代とは違い、随分豊かな時代になってきましたけども、そういったことの歪が起こっていると私も思っております。

まずは、国民の三大義務の中では、やはり働くこと、そして、自分たちの義務を果たすということが、もう一つは耐える力というものを身につけていただくような教育が非常に要ると思っております。

質問の中でもございますように、金銭感覚が少し麻痺をしておるようなことも私は見受けられるのではないかと思っております。特に自分の身の丈と申しますか、必要以上に過大なローンを組んで生活をなさって苦しんでおられるというふうな方も見受けられるわけありますから、そういったことを早い時代から教えて、そして、世の中で正しく活躍できるような人間として育てていくような教育を今、急いでいかねばならないのではないかと、力を入れていかねばいかんと思っておる次第です。

以上です。後は教育長からお答えをお願いします。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 議員ご指摘の消費者を対象とした子どもたちへの経済的な教育ということで、小学校におきましては、特に金銭的な教育の重要性が2つぐらいあると思っております。1つは自立する力の育成支援ということ。先ほど町長からの話もありましたように、自分たちがお金を管理するという点から、お金を通して生計を管理する基礎を身につけ、それを基にして将来を見通したより良い豊かな生き方、生活ができるように主体的に考えて工夫する能力を身につけさせるという点が一つあると思っております。

それから、もう一つは、社会とかかわる力の育成支援ということでお金の関係があると思っております。いわゆる金融経済社会の仕組みを学ぶということが、一つは子どもたちにとっては大事なことでありますし、働くことやお金を使うことなどを通して、社会に支えられている自分を社会の中に働きかけていく能力というものを、金銭的な能力を教育

の中で身につけていくということが二面性として私どもは考えております。

それで、具体的に小学校では、中心に無駄のない消費をテーマにした学習をしております。例えば商店街の見学とか買い物の工夫、商店と自分と生活とのかかわり、商店と他の地域とのかかわりなどを、特に小学校の中学年の3、4年生を中心にして学習しています。かつては小遣い帳を小さいころから我々としてはつけたり、家庭で教えていた内容というものを、現在では学校の中でしなくてはならない時代になってきたのかなど。先ほどの話にもありましたように、親が要求どおり物を買う時代になってきた中で、どんどん物を買う時代になる中で、自分として欲しいもの、本当にこれが欲しいから小遣いの中から自分が工夫してお金を貯めてこれを買いたい。そういうことを本来ならば消費者としての買い物も、自分たちが小遣いの中から工夫してするということが大事なポイントではないかと思っております。そういった点で、今、家庭の教育から委託されたというわけではないのですが、家庭の教育を補う意味で学校教育でも担っている点の一つあります。

それから、先ほど議員ご指摘の中に、いわゆる悪徳商法の話も少し出てきましたけれども、特に3年生の中で悪徳商法に対応したクーリングオフの制度も学習しております。それから、あと、欠陥商品などの賠償などを生産者に負わせるという、俗に言う製造物責任法といわれるPL法、これも子どもたちは学習しておりますので、そういった点では最近の新しい悪徳商法というのに対応して、特に中学生なんかは発達段階ではものごとをよく考えなければいけない年代になっておりますので、そういう発達段階に合わせた学習を盛り込んでいるところです。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 確かに最近の若い人は契約意識というのが非常に低くて、クーリングオフという言葉が出ておりましたけども、だまされたけど、もう面倒くさい、もうええわというような気の弱いというか、そういった方が段々増えてきた様子でございすね。こういった制度があるんですよ、こういったあれがあるんですよというようなことを勉強せずにといいいますか、そういうようなことが多くということがありますので、一つはこういったことも質問させてもらったわけでございます。

今の時代はインターネットで簡単に商品が買える時代ですから、だまされるとかそういったことも多くなってくるのであります。昔ですと、何か物を買うときには、我々が子どものお父さんの許しがないとなかなか買えないという、そういった父親の威厳というかそういったものがございましたけども、今はなかなかそういうことはなく、自分で勝手に買うことも多々あるのかと思いましたので、こういう質問をさせていただきまして、今後の子どもたちの教育をしていただきたいと思います。

2番目に、よく似たようなものではございますけども、金融教育ということでお尋ねをしたいと思っております。金融教育は生きる力を育む教育というふうに言われております。お金を巡る環境は日々複雑となり、老若男女にかかわらずトラブルに巻き込まれるケー

スが少なくはありません。こんな時代だからこそ、子どもたちにはどんな変化にも対応できる力をつけていく必要があるかと思えます。銀行の役割、あるいは金融の基本知識が必要ではないかと思っております。銀行は両替商というふうに元々は言われておりましたが、そういう銀行の役割であったり、そういった知識が必要ではないかと思えますので、この点につきましても所見をお願いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 金融についての教育でありますけども、これもやはり発達段階が必要ではないかと思っております。お金を湯水のごとくどんどん使うという状況がこれから出てくる可能性もある中で、子どもたちがしっかりして、先ほどちょっと言わせていただいたように、小遣い帳をつけて自分の欲しいものが何かということを見定めて、本当に欲しい物を選択して無駄な物を買わないということが、財政的にも日本がこれから苦境に立っておるわけですから、そういう取捨選択を必要があるということで、やはり小遣い帳等をつけたり、働くことの大事さを学ぶことが必要ではないかと。そういう点では、職業体験なんかも学校ではさせておりますし、それから、それに見合った労働ということも子どもたちに、最近では手伝いをしなくなりました。昔は手伝いをすると、「はい、今日は50円な」といって小遣いをもらう。そういうもらった中で貯めて物を買うという、そういう小遣いとか手伝いとか、そういうものがなくなってきておりますので、そういう原点に立ってお金の大事さということを考える小学校の教育もしていかなければならないということとともに、中学校では公民の中で金融とお金の価値ということで、金融機関の役割、先ほど言われましたように、金融機関の役割とか日本銀行の役割、それから、円高や円安などの為替相場にも言及しております。中には最近の子どもたちの中で小学生で株を買うというのが、子どもも状況として出てきております。そういった中で自分たちがお金の流れ、仕組み、流通、ものとお金ということをしつかり考えさせて、本当に大切なものは何なのかということをお金とともに考えさせることが非常に大事なポイントではないかと思っております。そういった点で、金融だけではなく、労働ということも兼ね合わせて教育をしていかなければいけないと考えております。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 確かにそのとおりかと思えます。こういった教育はしつけにもつながると言われておまして、先ほどの最近はお手伝いがないからお金をいただくというありがたみが薄いというか、なかなかそれは子どもに言ってもしょうがないことかなと思えますけども。

しつけというのは、無造作にお金を扱う子どもさんと、札でもきちっと畳んでいただきますか、きちっとポケットに入れている子どもと、くしゃくしゃと無造作に扱う、その辺が家庭のしつけということにもかかわってくるというようなことが本に書いてございました。ああ、なるほどなあと思って聞いておりましたが、そういうようなことも加味しながら教育をなさっておられるということで、大変うれしく思う次第でございます。

す。

一つ、小学校・中学校でかなり教育をなさっておられるかと思いますが、提案として、金融教育の講座、子ども金融教育講座とかそういったものをちょっと金融機関にお願いして開催をするというか、そういったこともできればしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 金融機関の方々にもお願いするということもありますけども、まず、我々が学校教育に携わっていた時代に、消費者と銀行という、子どもたちの中で、教室の中で役割を決めてお金の流れとか、そういうふうなものを学習する時間もありました。それで、小学校では、例えば七夕集会の中でいろいろな夜店というか露店というかそういうものを自分たちで手作りしまして、自分たちの中でお金を作って、そのお金を持って物を買うという小学校での教育もありました。先ほど中学校ではそういう形の中で株の勉強をするとか、証券会社とか銀行とか、そういうそれぞれの役割を1時間の授業の中で構成してやっていくこともあると思います。ただ、専門的な方々の勉強ということもこれから考えていかなくてはと思っておりますので、そういう方々のいわゆるゲストティーチャーを招いてやっていくということは、金融機関で今までなかなか門戸を開放していただく機会がありませんでしたけども、そういった面での専門的な学習をするということで考えていく必要もあるかと思っております。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） ぜひ、そういう機会を設けて教育をお願いしたいと思っております。

最後になります。租税教育ということにつきましてお尋ねをしたいと思っております。

現代社会においては、ほとんどの国家がお金によります納税方法を採用しております。俗にいう税金です。国家を運営する費用ですけども、税の意義あるいは役割を正しく理解し、税金を納め、使い道に関心を持ち、納税者として社会や国のあり方を考え自覚を育てる。こんな教育が今とても大事かと考えておりますけども、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 税金についてのことですが、特に小中学校の教育でも税金の学習はさせていただいております。特に小学校で使っている教科書の中で、小学校6年ですけども、税金と選挙はどうして大事なのかという題目の中で学習をしております。税金だけでなく社会とのかかわりの中で学習をさせる。税金はどんどん徴収するだけではなく、社会との働きの中でどうしていくかということ子どもたちは学んでおります。

あと、中学校3年の公民の分野では、政府の仕事と財政の中で税金が社会を支えている仕組みを学習しています。その中で特に詳しい学習をするために、毎年小中学校では

租税教室として、伊勢税務署から来ていただいたり、役場の税務住民課から派遣していただけて分かりやすく学習を進めているところです。子どもたちの感想にも租税教室を学んだ後、児童生徒の感想の中に、学校にもたくさんの税金が使われていて税金の大切さを知りましたという子どもの意見がありました。それから、税金を取られていると思ったが、これだけ社会のために役立っているということがよく分かったという中学生の感想もありました。こういうことに関して、やはり租税教室等をやることによって、税金がこういうふうな社会の仕組みの中で役立っているということを、税に対する理解を深めているということは、税金だけを取り上げるのではなく、社会と兼ね合わせて学習する中で広げていけると考えておりますので、そういった理解を今後させていく、広げていく必要があるかと思っています。

○議長（小林 一則君） 8番 風口 尚君。

○8番（風口 尚君） 提案申し上げようかと思ったんですけども、租税教室はもうなさっておられるというようなことで、税務署なり、あるいは税務署のOBでもいいかと思うんですけど、そういった方々にお問い合わせしたらどうやと言おうかと思ったら、もうそういうことをなさっておられるということで、本当に安心をしている次第でございます。

国民の三大義務の1つでありますから、納税の義務。税の未収、滞納が増える中で、こういった教育はとても大切なことかと思えます。

最後になりますけども、学力世界一になりましたフィンランドの教育目標は何かといいますと、よき納税者を育てることだそうです。学力をつけることで、社会に出てきちんと就職をして稼いで所得税を納める。そういった人を育てる。そういうような意味で教育にフィンランドは力を入れておるといような本を読んだことがございます。それほど納税ということの大切さということを行っていることかと思えます。

いろいろとお答えいただきました。これで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 一則君） 以上で、8番 風口 尚君の質問は終わりました。

10分間、休憩をいたします。

(10時分08休憩)

(10時18分再開)

○議長（小林 一則君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、10番 中瀬 信之君の質問を許します。

10番 中瀬 信之君。

《10番 中瀬 信之 議員》

○10番（中瀬 信之君） 10番 中瀬。

ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2点の質問をさせていただきます。1点目は道路整備の進め方について、2点

目は地域特性を生かした農業政策についてであります。

それでは、1点目の道路整備の進め方についてお伺いをいたします。

道路整備を進めることは自治体において重要な政策の柱であると考えます。当町においても中心部を南北に走るサニーロード、また、東西に走る多気線をはじめ、多くの主要道路が町内を走っています。道路は安全性や機能性を十分に発揮してはじめて、その地域にとって重要な道路であるといえるのではないのでしょうか。

町内には多くの道路があり、たくさん問題や課題があると思いますが、町長の考える道路整備の進め方はどのようなことに重点を置いて進められるのか、お伺いをいたします。

また、教育長につきましては、教育の立場で道路整備の進め方をどういうふうにご考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 中瀬議員から道路整備の進め方についてご質問を賜りました。

まず、道路整備を推進するうえでの考え方でございますけれども、特に玉城町の場合には古くから伊勢へ通ずる東西の道路が発達をしてきたわけですから、それに近年になりまして、南北のサニーロード、あるいは近畿伊勢自動車道等の大幹線が通じるという形で現在に至っているわけございまして、やはり道ができて地域が成り立って、そして発展をしてきたということでもありますから、当然、住民の皆さん方の日常生活や経済活動を支える最も重要な資本だと認識をしております。

特に最近では、ご承知のように勝田地域周辺のエリアでは毎日のように企業へお勤めをいただく方々の通勤での交通渋滞が発生しているという状況もございまして、あるいは町内でも、最近、少しは少なくなっておりますけれども、交通事故も発生しているわけですから、特に車のすれ違いの困難な区間の解消、あるいは交通事故対策に力を入れていく。

それともう一つは、今、延長が231kmあります。445の町道路線がございまして、これの維持管理。当然、先ほど申し上げましたように大変な交通量でありますし、そして、これらの傷みも非常に激しいということございまして、こうしたことの維持管理をしていくことで、交通事故対策、安全対策にも力を入れさせていただきなかならんとおっしゃる次第でございます。

これらが道路整備を進めていくうえでの重点に置いている考え方でございますので、どうぞ、よろしくお伺いをいたします。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 玉城町には古い町並みを残す道路がたくさんあります。それから、田丸を中心にして外城田、下外城田、有田へと通じる道が、それぞれ昔ながらの道がたくさんありますが、そんな中で、今、課題として、昔ながらの道をそのまま自動

車と共に共用をしなければいけない子どもたちの通学路になっているという点が一つあります。

もう1つは、中学校では特に500名を超すぐらいの生徒の増、この近辺、伊勢、度会、鳥羽、志摩の中でも2番目に大きな学校になっておりますので、一斉下校すると非常に町中が混み合い、特に田丸の中が混み合うという状況があります。

そういった中で、我々としては、自転車道とか歩道の整備をしていっていただく必要があるかと思っております。

ただ、県道等の関係もあって、そういった組織に要望していかなければいけないというところもありますので、そういった点で我々は子どもたちが通学がしやすい道路を進めていく必要がありますけども、特に今のところ、外城田地区の自転車道というか、自動車道と共用しておりましたので、わき道を造っていただくような形を計画していただいておりますし、そういう整備を今後、ほかの地域にも広げてもらえればありがたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 今、町長も教育長も言われましたように、道路についてはやはり安全性というものが一番基本になってくると思います。特にこの玉城というところは、歴史も古いということもあって、昔ながらの非常に細い道もあるということで、整備をどんどん進めてはおると思いますが、そういう面で他の市町と違って進めにくいところも多くあるかと思えます。

そういう中で、今回については3点、具体的な箇所を見ながら、今後の道路整備についてどのように進めていく考えであるかということをお伺いしたいと考えております。

そのうちの1つ目の質問になりますが、町内に新しい道路整備が今も進んでおる。また、歩道も整備された道路であったりしておりますので、車を運転する者にとっては非常にありがたい。また、通学とか散歩、いろんなジョギングをする面においても、そういう新しい道路については非常に利用しやすい道路になっておると思えます。

しかしながら、現状を見てみますと、そういう新しい道路でありながら、工事がもう終了しているような状況でありながら、道路整備がまだ完了していないという箇所が多く見られるように思います。例えば玉川地内を東西に走る道路と田丸小学校の北側を走る道路の整備箇所であります。本来ならば、道路は安全性、機能性を発揮するならば、できる限り一定の道幅があるということが望ましいと思われませんが、今の状態を見てみますと、道の幅が整備されるところがあったり狭かったり、大変危険度の高い道になっていると思われまます。今後、どのようなことを考えて整備を進めるのかお伺いをしたいと思えます。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 議員からご指摘のそれぞれ具体的ないろんなことを気にしていただいております、新設改良の計画でありながら未完成の部分がございませう。鋭意、関

係所有者の方と折衝をしておりますが、少し時間のかかる部分もございますが、要はその前後の取付け等があつて、すぐに狭くなつたりということがございますから、やはり安全対策を十分取っていくと。まずは、利用いただく方々の住民の皆さん方の安全対策を十分取っていくと、こういう考え方を持っていきたいと思っております。

また、さらに一時も早く完了いたしますように、これからも努力を続けていきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 未完成の道路については、やはり一括で工事をすれば、その分工費ももちろん安くなると思ひますし、当初から本来であればそういう計画で進むことが非常にいいのではないかと思ひますが、様々な状況があつてなかなか一括にできないというところもあるかと思ひますが、安全対策をしていくということであっても、現状の道幅をできるだけ早く正規の状態にする。そのために様々な交渉をしておると思ひますが、そういう交渉を實際にしておるのかお伺いをいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 先ほど申し上げましたように、いろんな自治区の要望等もございしますが、具体的な場所、特に質問の要旨の中で掲げていただいております部分について、内容を担当課長から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林 一則君） 建設課長 松田 幸一君。

○建設課長（松田 幸一君） 具体的に玉川地内の件でございますが、これにつきましては県道でございます、県で現在、交渉をさせていただいておるという現状でございます。この中で、あと地権者が何名かみえますが、その中で要望等もございしますので、現在、まだ広がっていないという部分があるわけです。これにつきましても、県のほうから聞いておりますのは、現在、大体了承をいただきつつあると。その要望の関係につきましても、県のほうで予算を計上する段取りがついておるのでというような状況で聞いております。

それと、田丸小学校の北脇でございますが、これにつきましては、現在、農繁期でございますので、農閑期に向けてあと3名ばかりの地権者の方と折衝し、あと残り2件につきましては少し残りますが、この冬場にかけての工事に向け調整をさせていただいておるところでございます。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 様々な調整はあると思ひますが、県道については県にすべて任すということになろうかと思ひますが、やはり地元としては道路がすべて完成することが一番望ましいと思ひますので、役所としても十分に応援をしてあげるとか、そういうことが必要かと思ひます。

それから、田丸小学校の裏側の部分については、子どもたちが非常に多く通ると思ひますので、1名だけ残るといふような格好になろうかと思ひますが、そのことについて

も早期に改善できるようにお願いしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、この未完成部分の道路については、できるだけ早い工期終了ということをお願いをいたします。

続いての質問になるわけですが、町長は、玉城町は農業が盛んな町であって、町内に多くの企業が立地をする、農業と企業が共存共栄する町であると言われております。道路の状況においても、以前は農業道路として使用していた道路も、当時を思い出しますと、お父さんやお母さんやおじいさんやおばあさんたちが一緒になって、子どもたちと大勢で田んぼで田植えをしたり稲刈り作業をしている光景が私は思い出されます。お昼ごろになると田んぼの畔で家族みんなで食事をしている、そういう光景を皆さんも思い出すのではないのでしょうか。

今は、そういう状況と家族構成も違いますが、道路の安全性に関しても大きく違っていると私は思っています。私は、家族の絆や、作物を育て収穫し学ぶ食育の観点からも、農作業を行う現場に多くの子どもたちや家族が参加できる環境をつくることができれば、将来の玉城町の風景として望ましい姿ではないかと思っております。

しかしながら、現状を見てみますと、玉城町の農業を営む場所にある多くの道路環境は安全が確保される場所が少ないように思われます。今回の質問に出した場所、サニーロードを挟んだ色白橋から多気町に通じる田辺地内を走る道路については特に交通量が多いと思います。私は、この道路が玉城町を走る主要幹線道路であるとは思いません。あくまでも農繁期に農業が安全に行えるべき道路であってほしいと思います。しかしながら、現状は、朝夕の、先ほど町長が言われましたが、通勤等の混雑であったり、大型車両の通行など大変交通量が多くなっております。以前は出会い頭の交通事故が多く、最近では信号機が2ヶ所も設置されるような道路となっております。今までに農作業と絡むような大きな事故が発生していないのが不思議なように思われます。現状の状況を考え、町長は農作業と道路の安全性を、どのような対策をもって今後、進められる考えであるのかお伺いをいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 玉城町の中では城西地域の道路、このことについてのご質問でございますけれども、この城西地域のほ場整備の中で、県営ほ場整備事業として造られてきた農道ということでスタートをしているわけでございます。議員のご質問にもございましたように、大変この町の発展とともに、あるいは企業で働かれる従業員の皆さん方の通勤の道路として交通量が増えてきているということでございます。農繁期には大変支障が生じている状況を私も承知をさせていただいておりますので、県営ほ場整備での道路ということございまして、したがって、道路としてきちっとした歩道なり安全確保ができておるといふ形での道路にはなっていないという現状であるわけですが、今の交通量の状況から、やはり農作業地の安全対策、あるいはそれ以外の歩行者の方もみ

えるわけですから、そういったことの安全対策を町として講じていく必要があるという考え方でおるわけでございます。しかし、その中では、当然、地域の皆さん方、地権者の皆さん方のご理解をいただくという中で、事業推進をしていければと考えておる次第でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 町内はこういう道路がたくさんあると思うんです。一つの例として多気線ということを挙げておりますが、多くあると。そういうことをまずは認識されておるのかということをお伺いしたい。今まで事故等が発生しないのが不思議な状況にあると思うんです。地権者の意見とかそういうの関係なしに、今、現状を踏まえて、こういう道路状況が発生していることについて、町長の考え方をお伺いしたいと思えます。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 十分認識をさせていただいておまして、この道路のことにつきまして、今までも2、3の議員さんからもここの拡幅等についてのご要望もいただいております。町といたしましても、申し上げました450本ほどの路線があつて、あるいは現在も先ほどのご質問の中にありますような都計道路あたりの事業も推進をさせていただいてるわけですので、順次、町としての年間計画、あるいは将来計画の中で位置付けて整備をしていく必要があろうと認識をしておる次第でございます。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） そうすると、この地の道路については、今までにいろんな要望があつて、拡幅ということを考えているということによろしいのでしょうか。

それと、例えば拡幅をしなければいろんな交通規制をもって対処するとか、いろんな方法があると思うんですが、拡幅ということを中心に大きな目標として挙げているという判断によろしいのでしょうか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 拡幅がやはり要ると思っております。それをどう、いつの年次に、あるいは地域の皆さん方のまずは地権者の方々をはじめ了承をお願いをするかと、こういう形の中で。

もう1つは、町単費ということになりますと相当の財政負担が生じますから、これはこの道路に限らずですけども、道路予算の確保ということに強く国なり県なりに働きかけをしていかなければ、なかなか事業推進が図れないという現状もございまして、そのことも努めてまいりたいと思っております。おる次第でございます。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 長期的に見て拡幅とか予算のことがあると思っておりますので、そういうことを考えることは重要と思っておりますが、現状はやはり危険であるという認識を町長されておるのであれば、今の安全対策、現状の安全対策をどのように考えておるのかお

伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 現状の安全対策が、最近の公安委員会といたしますか、警察の交通安全対策、以前はセンターラインを設けて、そして車あるいは人が交差をするという形になっておりました。しかし、センターラインがあることによって交通事故が起こっているということが少しあるということから、それを取っ払って、できるだけ路側線、外側線という形の中で対応していこうという考え方が最近の動きでございます。したがって、そういったことも考えながら、あるいは交通安全標識なり、あるいは歩行者の安全の信号機なりと、あるいはカラー舗装なりと、こういうふうなことでの日常の安全対策を講じていく必要があると思っておる次第でございます。このことも一つひとつ予算を確保させていただいて取組を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 10 番 中瀬 信之君。

○10 番（中瀬 信之君） 大きな道路の進め方としてはそういう格好でもいいと思うんですが、今言っているのは、以前は農道であった道路で、特に農繁期、限られた時期での大きな農業用機械が通るとかいう中で、玉城町においても警察がスピード違反を取り締まっている箇所もいろいろ見かけることがありますが、特に農道に関しては猛スピードで車が走っていくとかトラックが走っていく状況が非常に多いと思います。特に農繁期については、現状を見ていただくと、非常に危ないという状況が玉城町のあちこちで見られると思うんです。そういう対策を具体的に考えていることがあればお伺いしたいし、今、具体的なことがなければ将来考えたいということであれば、それでも結構ですが、お伺いいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） まずはそれぞれ、この交通安全をお一人おひとりが安全に気をつけていただくということがまず第一だと思っております。そのうえで、特に交通量が多くて事故が発生してからではいけませんけれども、発生しておる地域の中では、特に警察も注意をしていただくという意味合いから、スピード違反等、あるいは一旦停止等、こういうことの取り締まりを強化をしていただいております。そういうことで、その場で違反車としてチェックをなされた方には申し訳ございませんけれども、やはり町の皆さんの安全を守るために、特にこのことも強化をしていただくように働きかけをしてまいりたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 10 番 中瀬 信之君。

○10 番（中瀬 信之君） 具体的に今どういう策を取るということではないと思いますが、大きな事故が起きる前に、こういう危険場所というのは把握、今日されたわけですから、将来にわたって大きな事故が起きないように施策を考えていただきたいと思います。

それと、農業道路について教育長にも1点お伺いしたいのですが、食育とかそういうことと絡めて、農業道路、以前はいろんな絆を持ってしていく道路が非常に多かったと

思うのですが、現状はそういう場所が非常に少なくなっていると思います。そのことについて何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 道路と農業の関連でのご質問のお話ですが、我々としては食教育とか子どもたちの農業体験等、様々な学校教育の中で取り組んでいます。例えば農業をされてみえて給食に供給をされている方々のお話を聞いたり、それから、食教育での体験学習をしたりという形で、我々としては特に道路という点でかかわってのことはありませんけれども、昔ながらのそういう風景は残しながら、子どもたちにも玉城の状況のよさを見ていただく中で、ふるさと玉城を感じとってもらえる風景を残してあげていただきたいとは思っています。

○議長（小林 一則君） 10 番 中瀬 信之君。

○10 番（中瀬 信之君） それでは、この項目の最後になる質問ですが、町内における道路整備はたくさんされているところもあると思っておりますが、しかしながら、交通量が多いにもかかわらず、道路整備がされていない箇所が町内にまだまだたくさん存在しているのが現状ではないかと思えます。道路幅が狭く安心して歩けない、危険性が高いことや渋滞や騒音などの問題で隣接住民の皆さん方は大変困っているところがあると思えます。町立の玉城病院があるわけですが、その前を通る県道岩出田丸線、そういう道路にありますが、JRを挟んで非常に狭い。この道路は通勤や通学はもとより、一日を通して通行量が非常に多く、大変危険である場所ではないかなと思っております。町長は現状その道路を見て、どういうふうに判断されておるか伺いたいのと、将来の展望があればお伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 具体的な町内の県道のご質問でございます。現状、住宅があるわけでありますから、なかなかこれを拡幅することは非常に難しいことになっております。特に県道である部分、県へ要望をいたしまして安全のためのポールなり、あるいは側溝のふた架けなり、こういうことで要望をさせていただいておりますが、さらに非常に道路幅が狭くて交通量が多いという現状がありますので、申し上げましたように直ちに拡幅とか立ち退いていただくということにはまいりませんので、やはり周辺の皆さん方の日々の安全確認、それと、もう一つはできるだけ安全施設、そういったことを県にも働きかけをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 一則君） 10 番 中瀬 信之君。

○10 番（中瀬 信之君） 今、町長が言われましたように、急に道幅を広げるとかいろんなことはできないと思っております。そういう中において、危険であったり渋滞が非常に出ておる。そのことを踏まえてという対策があるのかということをお伺いしたかった。現状は分かりました。その中において対策をどういうふうに考えているのかお伺いしたい。認識していないということであれば、それでも結構です。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 先ほどの質問にもお答えをさせていただきましたけれども、特に事故防止のために一つの手段として、外側線で路幅を絞りまして歩道と車道とをできるだけ分離をして、安全な道路という形で確保が警察との協議の中でありますので、そのことで少しでも安全が確保できるように対策を講じていきたいという考え方を持っております。

○議長（小林 一則君） 10 番 中瀬 信之君。

○10 番（中瀬 信之君） いろんな方法を考えてやっていただきたいと思いますが、特に通勤等の時間、混雑をして危険であるということであれば、例えば町職員とかそういう皆さんが通るときについては、できるだけそういうところを通らずに通勤するということもひとつの手ではないかなと考えておりますので、そういう細かいことも考えながら安全対策を考えていただきたいと思っております。この道路整備については、以上で終わります。

続きまして、2点目の質問であります。地域特性を生かした農業政策についてお伺いをいたします。私は、玉城町の将来の農業を考えると、この玉城町において将来にわたり農業後継者が絶えることなく、この緑豊かな農地が守られていくことが望ましい形であると思っております。

現状の農業を行っている状況を見ますと、農業従事者は大半が高齢者になってきております。後継者が育っていないのが現状ではないでしょうか。大規模な営農を行っているところでも同じような現象が進んでいるように思います。例えば後継者といわれる方が退職をして農業を行おうとしても、農業機械が非常に高価なために、購入し採算を合わせるためにはなかなか農業に踏み切れないということもあります。最近では町外の大規模営農を行う農業経営者が、町内の優良農地を借り受け稲作を行っております。このようなことを考えますと、将来の玉城町の農業のあり方が心配になってまいります。

1 番目の質問といたしまして、町長の今考えている農業政策は当町においてどのように進んでいるのか、また、町長の考える5年後、10年後の玉城町の農業がどのような姿になっているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 議員のご質問はまさに高齢化、いわゆる担い手の方がなかなか確保できないという現状がございます。玉城町の過去15年間の農業就業人口の推移を農林業センサスから見ると、65歳以上の農業従事者の人数は、2000年では58%が従事しておられたと。それが2005年になりますと65%になり、2010年には77%の片が農業の就業者ということでの統計になってきております。したがって、年々農業就業人口は高齢化の一途をたどっているという状況でございます。

そして、将来において、高齢化によりましてところの担い手不足、さらに耕作放棄地のさらなる増加が予測されると、こういうことでありますから、これについての対策を講

じていくことが町の農業の将来にとって大変重要なことだと認識しておりまして、町として、その対応策を講じさせていただいて、議会でもあらかじめ、その考え方をお話しさせていただいているところです。

特に後ほど、担当課長から詳しく、具体的な取組を進めさせていただいておりますので、少し説明をさせていただきますけれども、まず、その対応策といたしまして、農地の保全と担い手への農地集積を進めるための農業集落育成対策、そしてもう1つは、耕作放棄地の発生防止と再生のための耕作放棄地の全筆調査を今年から実施をさせていただいておると、こういうことで取組をしております、こうした施策を進めさせていただくことで安定した農業経営、あるいは農地の保全ができるように努力をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 今年度から実施をいたします玉城町の新しい農業振興施策につきましては、当初予算の段階、また全員協議会等の中でも簡単にご説明させていただいております。今年度、23年度から5ヵ年をもって新しく農業振興を進めていこうということで、町単事業で確保させていただきました。これにつきましては、まず、農業集落の育成というものが一番重要になってくるということから、農業集落の育成に対します事業、まずもって、この事業の進め方といたしましては、各集落内での意向調査、そしてまた、集落内での協定支援、協定書が結ばれた後の協定支援、そして、集落育成に基づく協定後の育成事業という展開を考えておるところでございますし、また、新規の就農者への研修支援とか認定農業者の法人化のための町単の支援、また、耕作放棄地の解消対策の事業というものを新しく設置をさせていただいたところですし、また、営農の振興の部分といたしましては、実証事業に対する町の単独事業というものを創設をさせていただいたところです。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 営農対策については様々な方法を考えて、農業集落育成というんですか、そういう方向で進んでいくという考えも分かりますが、私は今回質問する中身としては、これは一つ玉城町の、今、課長が言われた進め方は、全体を一つの見方として進める農業だと私は思っております。

しかし、玉城町については、2点目になるわけですが、田丸地区、有田地区、外城田地区、下外城田地区があります。その地区にとっては土地柄とかいろんなことがあって、作付けする作物をいろいろ考えていくと、非常に玉城町は面白い農業地になるのではないかと思っております。そういう面で一律的な農業振興、集落営農というのではなく、地域を考えた農業政策という考え方はお持ちなのか、町長お伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 議員の仰せのとおり、それぞれその4地区の特性もあるわけですが、4地区の特性ともう一つは、産地としてのエリアの中での部分をどう隣の集

落の皆さんと一緒にやっていくのかという考え方も私は必要だと思っております。そんなことで、このことも具体的にいろんな動きを進めさせていただいておりますので、このことも担当課長から補足をさせます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 今、町長のほうから産地というお話をさせていただきました。これにつきましては、一つには農産物の産地化という、エリア的な部分ではなしに、農産物を育成する中でのそういう産地化の部分、それともう一つは地域ごとでの取組という、この二手の方策を考える必要があるのではないかという内容で検討を進めておるところです。例えば一つには、玉城町の中でも柿の産地、この柿の産地になりますと複数集落にまたがります。これを1つの地域ごとで分けてしまうのではなく、カキの産地の今、JAの中でも部会が設置をされ振興されておるところでございますが、そういう農産物の産地化という部分。

それとまた、前段の質問の中で回答させていただきました集落を基本にした考え方。また、この集落ということにつきましても、画一的なものではなく、この集落ごとに合ったものを検討していこうと考えております。

といいますのは、私もいろいろと集落を回らせていただいく中で、集落によりましては小さな集落もありますし、100戸近くの農業集落もございます。これらを画一的に図るのではなく、その集落ごとに合った形での、例えばアンケートにつきましてもその集落に合ったアンケートというものをJAさんそしてまた補給所と共に、そして、地元の役員さん方と一緒に検討をしていきたいと考えておりますし、また、その集落ごとを1つの集落ととらえるのではなく、隣の集落、近々の集落と一緒になるということも一つの方法ですし、それがどのような形で広がるかというのも、地元の農家の皆さん方と相談をさせていただきながらさせていただきたいと。集落の中での完結ということもないと思います。本来ですと、その集落で完結するのが一番のベストだと思いますけど、完結しない場合というものを想定していく必要がある。大きな、例えば担い手農家さんをお願いをするとか、複数の地域外の担い手農家さんに頼るとか、そういうようなことも一つの想定として持つておるところでございますし、今、その地域の特性というものもそういう地域ごとの話し合いの中で生まれたものを特性として複合的に、一つの自治区だけではなく複数の自治区も含めた中での検討をしていきたいと考えているところ

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 今の説明はなかなか分かりにくいところがありますが。例えば稲作、お米を作るということにとってみれば、適している土地というのがあろうかというふうに思います。粘土層の土地が非常に適しておるといのは以前から言われていることだと思いますが、その中で作付けを減らしたりいろんなことを考えると、本来ならば米を作るところで麦を作ったり大豆を作ったりいろんなことをしながらやっておる。

収穫が伴わない、いいものがないというような状況があろうかと思いますが、これは私の個人的な考えになりますが、玉城町の下外城田地区においては例えば非常に優れた土地であって、そこで作る野菜とかについては非常にすばらしいものができると言われているように思います。そういうことが言われておるのであれば、玉城町をいろんな細分化した中で農業を考えていく。産地づくりをして特産品づくりをしていけば、大きな農業形態になるのではないかというふうに考えています。

また、そういうことをすることに対して、やはり収益性が発生せないかんということから、農地に対する補助とかいろんなことを考えていけば、本来は畑で米を作るところにおいても、いろんな補助が付けば、また、いろんな野菜であったりそういう作物展開になっていくのと違うかというふうに思っています。そういうことをすることによって、玉城町の農業がなくならない。やはり儲からなければ、一番初めに言いましたが、町外の業者に任せると非常に楽だということでどんどん任せてしまう。いい農地はすべて町外業者がやっていく。山間の残った三角の土地だけが地元で耕す集落農業になってしまわないかというのが少し心配になっているところでした。

そういうことから、地域の特性を生かした農業というのを根本的に考えて、町費も導入しながら考えていくことが一つと違うかなと思っておりますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 現状、就農者の高齢化という厳しい現実がありますけれども、厳しいだけでは前に進まないわけですし、やはりそれぞれ農業者の皆さん方や集落の皆さん、町も一緒になって力を合わせてこの玉城町の農業振興のために取り組んでいかなきゃならんと思っております。今まで先人の皆さん方が築き上げてまいりましたすばらしいこの農地、そして、その農作物の栽培技術というものがあるわけでありまして。まさにこれが資源でありますから、これをやはり生かしていくことが町にとっても非常に重要なことだと思っております。この中で、いかに、魅力を持ち、そして儲かる農業として経営していくのかということが重要です。町内にも産直の例もあり、集団でやっていただいとる例もあり、あるいは隣の地域におきましてもいろんな新しい成功モデルがございますから、あるいは全国的にもそういう情報がキャッチできますから、これらについて積極的にこちら情報収集をしながら、特にやる気のある人については大きくバックアップをしていくという考え方で取組を進めたいと思っております。一部ではありますけれども、若い方も規模拡大をしたり、就業をしたりという動きもあるわけですので、そういう意欲のある人をバックアップしていくということが、これから重要だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 町長、意欲のある人とかいう言い方をされておりますが、以前から特産品を作るとかかいうことを言われておりますよね。

そういうふうになってくると、やはり玉城町はどういう特産品を作っていくのかという根本的なことから考えていかなければならないと思います。そういう意味からいくと、先ほども言うておりますが、適材というんですか、いい産地を持っている地域でありますから、そういうことを十分に考えてやっていくことが大きな政策になると思いますが、そういう考えまでは今ないということによろしいのでしょうか。考え方を持っている人には応援をして資金も出すが、新たな産地を作っていくということについては、まだまだ考えていないということによろしいのでしょうか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 今までもそういう特産地づくりとかブランド化、加工という形の働きかけをして、また、今回のこの平成23年度から各地域集まっていたりたりの説明の中でもそういうことを申し上げておりますので、これはもうあらゆる専門分野、県の営農部分、あるいはJAの皆さん方の協力もしていただきながら、町としてそういう特産品、あるいはブランド化というふうなもので少しでも町のおいしい安全な農産物を消費者の皆さん方に提供していく取組はどうしても要と思っています。

いい機会であると思っています。やはり三重県も中南勢、特に南勢の地域、さらに、今も少し厳しい部分がありますけども、集客・交流といいますか、観光によってこの伊勢志摩へできるだけ多くの方を呼び込もうと。その中ではこのすばらしい農産物、あるいはおいしいお魚というふうなものを食べていただくような、地域の産物をできるだけこの流通に乗せて提供していただく。せっかくの、玉城町もご承知のようにすばらしい産物が採れるわけにありますから、これをこの機会にもっともっとアピールをしていくということもいい機会ではないかと思っています。2年先には遷宮があるわけですし、また、神宮との歴史的なつながりも深い玉城町でありますから、こういったことをアピールをしていく。あるいはまた、アグリ産のブタ肉とか、あるいは松阪牛といいますが、元々大元はこの玉城から松阪牛が発祥したというふうな歴史もあるわけですから、そういったことをこの機会に大いにアピールをしていきながら、少しでも農業振興につながるような取組を一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

○議長（小林 一則君） 10番 中瀬 信之君。

○10番（中瀬 信之君） 最後になりますが、今、減反政策でも玉城町に何割という減反が与えられて、各地区に振り分けて減反をやっておる。田丸地区でもやっていないところもたくさんありますが、各地域同じような格好で割り振りをしておる。そういう中においては、なかなか産地づくりに取り組むためには非常に難しいと思っております。いいものを作ったりすることはもちろん大事と思いますが、将来の農業を考えると、玉城町4地区あるわけですが、そういう地区の特性を特に生かした農業を考えていく方法が私はいいのではないかと考えておりますので、そういうことも十分考えていただいて農業政策を進めてほしいと思っております。

以上で、終わります。

○議長（小林 一則君） 以上で、10番 中瀬 信之君の質問は終わりました。
昼食も含めまして、1時15分まで休憩といたします。

(12時14分休憩)

(13時15分再開)

○議長（小林 一則君） 再開いたします。
休憩前に引き続き、一般質問を続けます。
次に、12番 奥川 直人君の質問を許します。
12番 奥川 直人君。

《12番 奥川 直人 議員》

○12番（奥川 直人君） 12番 奥川。それでは、ただ今、議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、昨日の台風12号でいろいろ職員の方、消防団の方、大変ご苦労様でした。感謝申し上げたいと思います。

昼一番の続きということで、少しお疲れの方も多分にみえようかと思っておりますけども、緊張感を持ってこちらを進めていきたいと思っております。

今回の質問は3点ございまして、岩出区農道舗装について、2番目が玉城町の防災の取組について、3番目が新田町・妙法寺地区の農道整備について、この3点を質問させていただきます。

まず、1点目の岩出地区の農道舗装率が極めて低いと思われまます。現状の行政の認識と進んでいない理由をお聞きをしたいと思っております。

私は、4年前に原区の区長をさせていただいております。玉城町は農業の町でもあり、区の要望として農道舗装を要望するケースがあると思っております。そして、現在、議員として、県や町の補助金で農道保全や農道舗装工事費など、役場の計画段階でどの箇所をするのかということも日常の中でよく質問させていただくことがあるわけですが、具体的にこういうところをいつ何日するということもなかなか出てこないということで、区長さんもいつできるんだということをしつかり理解しておられない方も多いためと思っております。

お盆前でしたが、役場で各集落単位の農道舗装率をお聞きいたしました。集落別の農道舗装率の管理資料は今現在ないということでありまして、少し残念に思ったわけです。それは今まで農道舗装の予算を執行する場合、優先順位を決めたり、又はそういう基準があるはずだと私も認識をしておりました。玉城町の農業振興において、そして、作業性、安全性、担い手を含めた将来の考え方を進めていく場合に、課題になる基本的なデータではないのかと、この農道舗装というものが、そのようなことを申し上げました。それで、役場としてご理解いただいて、現在、調査を進めていただいております。

その矢先でありますけども、8月19日でしたが、岩出の方とお会いする機会があつて、

岩出地内の農道の状況を見てくれということで、21日の夕方、雨が降っていましたが、岩出地内の農道を見させていただきました。この道通れるのかなというふうな農道、不安に思える農道が多いように感じました。玉城町の中でも最も農道舗装ができていない地域ではないかなと思います。

そこで、町長、玉城町の全体の農道舗装率どれぐらいなのかなと。今、町の資料にないということですが、イメージとしてどれぐらいなのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 奥川議員から岩出地区の農道舗装についてという事項で、そして、農道舗装率についての具体的なものがあるのかなのかということでございましたけれども、農道の舗装率としては出していないのが現状でございます。特に農道は町道と違まして、特にほ場への耕作のための道路、あるいは農業用資材、もちろん農産物の収穫ということでの直接農業活動にかかわるものでございまして、あくまでも営農のための道路ということで、ほ場を結ぶための起点終点を想定して線として整備されるものでございまして、延長が、長いものでありますと複数の集落を横断するというものもあるわけでございます。特にそれぞれ町内いろんな地域の形状が異なるわけであり、そして、当然、それぞれの農地の面積等、あるいは作付等が異なるわけであり、整備の考え方にも差が生じてきております。拡幅のところもあったり、あるいは舗装のところもあったりということもありますけれども、近年は特に地球温暖化防止等々の観点から、すべてを舗装するということは必ずしもいいとは考えにくいのではないかと考えておまして、こういう観点から、特に町内の集落別の舗装率というものは出していないという現状でございます。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） 今、集落別の農道舗装率が出てないということで。農業行政に対する取組の一環としまして、この岩出地区ですが、生産調整も今までずっと100%をさせていただいておる集落で、この実態を町長もご認識だと思いますが、岩出区からこういう要望が出ているのかというのが1点と、多分、外城田、有田、下外城田の一部なんかを見ますと、例えば原で見れば約90%ぐらいできとるのかと。外城田地区見てもそうなりますので、イメージとして、町長、岩出はどれぐらいなのかなと。それで、岩出地区からそういう要望が出ているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 岩出のイメージというようなことでございますけど、まずもって町全体の農道の整備の考え方を申し上げたいと思います。玉城町におけます農道台帳といわれるものがございまして、そちらにおきます路線、236路線でございます。総延長が7万2,264。重複するところがございまして、実延長にいたしましては7万

106mということで、これの舗装率が 77.6%という数字になってございます。この農道といわれる部分の整備の定義でございまして、これにつきましては、1.8m以上の農道をこの台帳に掲げてございます。

それと、あと、整備でございしますが、町として農道整備をする部分、改良区として整備をする部分、また構造改善、そして、ほ場整備の中で整備を出された部分等を含んでおります。しかし、この中で町道として認定された部分につきましては、今申し上げました数値からは除く部分でございまして、

以上のことから、整備をもって把握はしづらいということを踏まえていただきたいと考えております。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） 産業振興の担当課長からご回答をいただきました。個々の農家で田が一ヶ所にまとまっておれば作業性もいいんですけども、何ヶ所かに分かれている場合は、一応農道といいますか、田んぼを通過して作業をするわけですから、いくつか田んぼがありますと移動するケースが多い。今はコンバインも煙突付きのオーガタイプというんですか、そういうもので道路に横付けをして作業をする。こういうことが非常に今機械化されていまして、そういうケースになってきておりました、従来と違いました、農道をいったん作業場として使う、こういったことが農業振興の中でもご認識をいただいとると思うわけでありまして。本当に今、現状の農作業の効率面で支障が出てないのかということ、そして、先ほど中瀬議員さんからもありましたが、安全性の問題、こういったこともありますので、この辺のご認識を一度お聞きをしておきたいと。これは産業振興の田間課長でも結構ですし、町長でも結構ですが、現状、そういう農道の使い方になってきていると、どう思われますかという質問です。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 玉城町におきましては、非常に農道という部分の中でも、既に町道に認定されておる、前段の中瀬議員のご質問の中にありました色白から多気へ抜ける道路、これらにつきましても、元々ほ場整備の中で整備をされた農道、これが今現在は町道に格付けをされておるということでございまして、これにつきましても、従前からの農作業はなされておるわけでございますし、今、奥川議員の仰せのとおり、機械化が随分と進み、その機械も大型化しておるというようなことも十分踏まえてはおりますが、農道の整備に関しましては、地元からの要望も踏まえながら地元の方々と十分協議をさせていただき、町全体のバランス等も理解をいただく中で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） 実は21日ですか、ちょっと見てきたのです。これ、見にくいんですけども、岩出の地域がございまして、こっちが宮川で、これが中角で、山岡ですか、この青いのが舗装してあると。ピンク色は舗装してない道路です。日常、農作業に使わ

れるのかという中で、これを定規で測ってみますと 50%ぐらいです、これ。こういう実態で、この道なんか私初めて行ったら行き止まりで、雨降りで大変困ったんですけども。こういう状況です。ですから、50%ぐらいしか舗装がしてないということで、道幅も確かに狭いし、地域の方のお考えもあろうかと思うんです。しかし、町として、又は岩出区からそういう舗装に対する要望がきちっと出ているか、もう一度確認させていただきたいのですが。

○議長（小林 一則君） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀君） 岩出区さんのほうからは要望をいただいております。農道の基本的なまずは舗装の考え方を申し上げさせていただきます。まずもって、周辺が当然のごとく農用地区域内であること。そしてまた、受益農家が複数であること。受益面積といたしましては2ha以上。そして、農道の幅員が2.5m以上のものを要件といたしておるところでございます。それと、もう1点、玉城町におきましては、いろんな生産物ございます。ものによりましては、例えば花木とか果樹系のもの、これらにつきましては荷傷みということがございますので、運搬時の荷傷み防止をすることにより、生産性の向上が図られるということによる整備という部分も大きく要件としておるところでございます。

そしてまた、今、岩出区さんからの要望、今の奥川議員の図面等の部分、そちらにつきましても、私も歩かせていただいたところでございます。通り抜け、周回できる部分につきましては、基本的に舗装が現在もされておると。行き止まり、若しくは魚の骨の両サイドに分かれる部分のところというのが未舗装のところがあるというふうに認識をしております。これらにつきましては、岩出地区だけでなく、玉城町全体ほかの地域におきましても行き止まりで未舗装のところは相当数あります。そういうようなものも含めて、岩出区さんのほうにつきましては、役員さんにお話をさせていただき、昨年度は舗装を1路線させていただいたところでございます。そこにつきましてもぎりぎり 1.8mとれるようなところがございます。地域性ということで、これは誠に申し訳ない話ですけども、整備をしてあるところはいいのですが、上部の旧岩出城、城のあたり若しくは岩出の旧県道のあたりにつきましては、この地域、排水がございません。用水のみで排水路がございません。そういうようなことから、排水路の整備されてない、そしてまた耕作路が 1.8m未満ということで、非常に狭い道路になってございます。これらにつきましても、まずもって排水路整備は、一団としてとらえるならば、再ほ場整備というのもあろうかと思うんですけど、これらも含めて役員さんにご説明を申し上げ、当然、受益者負担、地元負担というのが発生をいたしますので、そんなことも含めて、今後におきましてもお話をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） どういう調整をされているのかということが私も十分聞き取りができなかったのが、今日、改めてお聞きしたのですが、区としてもいろんな考えがあ

るだろうし、産業振興という意味では、ああいう地域でしっかりがんばっていただいて、農地を守っていただいているということも、我々議会として、議員としてはしっかり認識をしていかななくてはならないし、将来の担い手も含めて区の考え、区の将来、そして玉城町全体の農地の将来をどうもっていくかという、ある意味では相談にしっかり乗ってあげていただいて、こういった不自由が出ない、そして安全にもっとスピーディに農作業ができるということは、お互いでしっかり考えていただきたいと、このように要望をしたいと思います。ぜひ、集落との調整をもう一度取っていただいて、いろんな誤解を招いたりいろんなことが出ないようにお願いをしたいと思います。

1点、下外城田では通学路に農道を使っているケースが多いということで、安全性について、そういう観点から、教育長に一度お聞きしておきたいなど。農道を使っているということですのでお願いします。

○議長（小林 一則君） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎君） 農道を一部使っておるところにつきましては、大きな道路で自動車の通行量が多いところについては、それを避けるような形で、一部農道を使わせていただいているところもあります。できるだけ子どもたちが安全な通学ができるような配慮で、できるだけ車を避ける意味での農道を使うということを主眼にしておりますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） これも意識をかなり持っていただいていると思いますけども、農作業中、先ほど多気勝田町線ですか、あそこも農作業して通勤の車で危ないということもありますので、同じく、歩いて通学される、自転車で行く、そういったときに農作業をされている時期もありますので、その辺も十分、安全という意味ではしっかりと指導いただきたいなと思いますし、改善案をそういった意味で、農道のあるべき形、作業性も引き続き、ご検討いただきたいと思います。

あと、日常の安全対策という形で、先ほど、町長おっしゃられていました日常の中で安全対策は考えていくということで、これも農道ですけども、この間、下田辺から野篠のところで事故がありました。単車の方がお亡くなりになりました。山神の方でしたか。あの道も農道ですけども、日常の安全対策というのは、事故が起こったときに一度、その現場をしっかり見ていただきたいと思ひまして。あれ、ずっと坂へ上がっていくんですね、すると県道になるんです。県道へ上がった途端に停まれという標識が下から見えない、停まれの標識が。あの四角のマークは見えるんですけども、停まれという文字が見えないので、また一度ご確認をしていただいて、安全対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目になりますけれども、玉城町の防災への取組について質問をさせていただきます。これは6月に引き続きまして2度目の質問になります。

東日本の大震災を受けまして、玉城町の防災体制が見直され、早急なる対応が進めら

れていることと認識をしておるわけであります。

私は1年前、9月から申し立てておるんですけども、いつ起きても不思議ではない、これは町長もおっしゃいましたが、東海・東南海・南海の三連動地震、玉城町の町民を災害から守る役割は、玉城町の行政なり町長なりしっかりお持ちであると認識をしております。町長がおっしゃっておられます自助、共助、公助、欲を言えば背中合わせということになるかと思ひ、どちらも大切だと思います。まずは自分自身を守る、そして家族を守る、そして、それが無事であれば、近所はどうだったんだろうと、このようになるわけであります。そして、もし自分が災害に巻き込まれたときは、隣に助けていただくと。しかし、まず、自分の身は自分で守り、そして、近所に迷惑をかけないということが自助の最大重要なところであろうかと思ひます。

7月17日に、多気町では次世代向けの地震防災講演会が開催をされました。テーマは、東関東大震災からの教訓、地震から身を守る方法として、自分たちの地域は自分たちが守るというテーマでした。外には地震を体験できるブースも設置されておりました、約250名ぐらい参加されておりました、職員の皆さんを含め250名ぐらい。議員としては私と山本議員さん2名が見にいっておったのですが、多気町は避難箇所76ヶ所、玉城町は6ヶ所ということなんです。さらに、毎年、一斉防災訓練を多気町は実施をされておると。今年は9月11日に防災ヘリも含めた総合訓練が多気町で実施されます。いざというときに、多気町のほうが対応が早いのと違うかとそんな気もしており、玉城町としてもきめ細かな防災体制の早期構築が必要であると私は危機感を持っておるわけであります。

そして、まず、住民の実施に対する防災意識をもう一度高めていただくということが大事かなと思ひますが、町長は、この玉城町の町民の方の地震に対する防災意識の高さはどういうふうにご認識されておるかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 防災意識の高さということ、あるいは日ごろから備えというふうなもの、これは今回の東日本大震災の中でも、あるいはその後のアンケートの中でもなかなか常時、国民の皆さんや関係するエリアにお住まいの皆さん方がお持ちをいただくのは非常に難しく、そして大災害につながっておるということでもあります。

昨日も開会前にご報告を申し上げましたけれども、町からの避難の呼びかけにつきまして、かなりの方から協力をいただいたと思ひ、特に東日本の大震災以降、それぞれの町民の皆さん方が大変関心を持っていただいていると思ひますのと、さらに各学校あたりでも、近くそういう災害をテーマにしたいろんな取組を進められるということも聞いております。

したがって、緊急の区長会を開催させていただき、災害を課題といたしましてこれからの取組のお願いのお話合いもしたり、あるいはその後、神戸の人と未来防災センター阪神淡路大震災の記録が展示をされております施設も区の役員さん方にもご視察をいた

だいたと、こういうふうなことでございまして、まずは今までの教訓が生かされずにいろんな被害が広がったということでもありますから、いろんな教訓を一つひとつ生かしていくような取組がこれから要ると思っております。具体的なことを町民の皆さんはじめ、自治区の代表の方にも協力をしていただいて、一部率先して取り組んでいただいとる方、取り組んでいただいとる自治区もあるわけでございます。その活動を広げていく必要があると思っておる次第でございます。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） こういう大きな災害が起こらない町だけに、非常にそういう危機感という認識をなかなか持てない。たまたま前回、東関東大震災のテレビを見たり、報道を知って、わあ、すごいなということで生々しく感じているわけですけども、やっぱりそういった体制づくりは私は行政の主導性だと思っております。

さて、玉城町の防災体制、対策については、6月議会で6名の議員さんの中で5名の方がこの防災体制についてご質問されました。その質問に対する6項目の回答をいただいております。まず、玉城町防災会議を開催をしますと。玉城町の地域防災計画を見直します。ため池の堤の強度は土地改良区事業計画に基づく点検を実施をします。区長会で自治区防災組織づくりをお願いします。自治区において防災の観点で危険箇所の把握を区長さんをお願いします。玉城町の防災訓練を実施します。この6項目が町長からご回答をいただいたものであります。

そして、防災会議が6月23日に開かれました。広報にはちらっと出ていただいで、地域の防災計画を見直しますという項目と、町民参加型防災訓練を実施しますということで、具体的にどのようなことがこの防災会議の中で決まったのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 総務課長 大南 友敬君。

○総務課長（大南 友敬君） 防災会議を6月に開催をさせていただきました。防災会議は、防災計画の中で玉城町の防災についての最高の会議ということで位置付けをしております。これまでに開催した経過がなかったわけですが、今回の東日本の大震災を受けまして開催をさせていただいたところでございます。

この防災会議そのものは、防災計画の変更といったことについて、そこで決定をいただくという会議になっております。位置付けとしましては、前回の防災会議におきましては、内容は東日本大震災の現地に赴いていただきました消防署、それから社協の職員、役場の保健師、こういった人たち、あるいは職員のその現地の模様、実際の体験談の報告といったことで防災会議の皆様にご報告を申し上げ、これからの玉城町の防災についてのご意見をいろいろいただいと、こういうところでございます。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） ということは何も決まらなかったということですか。何も決まったことはないんですかとお聞きをしたのですけども。

○議長（小林 一則君） 総務課長 大南 友敬君。

○総務課長（大南 友敬君） 防災計画の見直しをするということのご承認をいただいたということでございます。

○議長（小林 一則君） 12 番 奥川 直人君。

○12 番（奥川 直人君） 防災計画を見直しするということを決めたということですか。はい、分かりました。

最も重要と考えられる共助面で、自治区防災体制について、区長会が7月9日に開催をされたわけであります。これも傍聴として私と山本議員が参加しておりました。その中で特に行政が考えられる防災訓練の考え方が、結果として各集落の統括をしていただく区長さんに十分ご理解いただけなかったのかと私は感じておまして、一体、集落として何をすべきか、どのようなことを想定した対応をとるのかということが、多分あの場で論議をされた、このように認識をしておまして、このことを受けまして、まず、防災訓練、防災体制をどのように行おうとされておるかお聞きをしたいと思えます。

○議長（小林 一則君） 総務課長 大南 友敬君。

○総務課長（大南 友敬君） 先々月の9日に区長会を開催をさせていただきました。で、その中でご指摘の防災訓練について提案をさせていただきました。確かに内部的にも未消化の部分があったと反省はいたしております。区長さん方もいろんなご意見をちょうだいをいたしました。そのことを受けまして、内部でもいろいろ協議をしておりますが、ただ、区長会でのいろんなお話をさせていただいた結果、防災マニュアルを作成していただきました自治区さんもございますし、また、地域担当職員、それから総務課の防災担当の職員が出向きましていろんなご相談をさせていただいた集落もございます。また、お出かけ講座といったことでお呼びをいただいた集落もございます。区長さん方にそういったことの会議を持たせていただいた結果、こういうようなことで、それぞれの自治区において防災意識が芽生えつつあるというふうなことは認識はいたしております。

ただ、ご指摘の防災訓練でございますけれども、若干の区長さん方と町側との認識のずれもございますので、再度、調整をして進めていきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 12 番 奥川 直人君。

○12 番（奥川 直人君） 具体的に防災訓練は今年度中にされると思うんですけど、いつごろを考えておられるんですかお聞きします。

○議長（小林 一則君） 総務課長 大南 友敬君。

○総務課長（大南 友敬君） 早急に内容をまとめて、できるだけ早い機会に実施をしたい、こういうふうに思っております。

○議長（小林 一則君） 12 番 奥川 直人君。

○12 番（奥川 直人君） 早急に進めていただきたいと思います。

最もこういった取組で重要なのは、地震が起こったときに公助、要は行政なりの支援、これは即効性がないということはおっしゃっておられるとおりで、あまりすぐに期待は

できないと思っております。

ご存じのように、例えば火災も同時に起きるだろうし、ケガ人も多数出るだろうし、救急車も病院まで行けるかどうか分からない。そして、職員ですら対応できるのかということも心配をしておるところで、どのレベルを想定するのかということによりますけれども、公助というものについてはそういう動きが急速にできないと、対応もやりにくいという部分があります。だから、期待ができない。何が重要かとすれば、先ほど申しました区長さんを中心といたしました自治区の防災態勢にゆだねるしかないということでもあります。その自治区の防災態勢をどのように構築するかが、この玉城町の防災体制の最も重要なことだと思っています。自治区の防災体制をどのように構築していくことが行政の最も大きな役割かと、今の時点におきましては、このように思います。

先日の全員協議会で町長にお聞きをしましたが、再度、区長会を開催して自治区防災態勢づくりを検討してくださいと申し上げました。町長は、区長会を開かず個別で対応するとの意向でしたが、どのようにこの体制作りをいつまでに68区個別に進めようとお考えかお聞きをしたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 自治区とか共助の部分、これはこれで大変重要なんです。災害発生後のことですね。しかし、今回の東日本のことや阪神淡路のことですと、自然の大きな力をすべてクリアすることは非常に不可能だということは、皆さんご承知でございまして、いかに減災、災害を少なくしていくかということでもありますから、まずは自分の命は自分で守る、あるいは家族の命を守ることの日ごろの備えをどうしていくかということで、前段の議員さんにもお答えを申し上げましたけれども、いい教訓という大変失礼ですけれども、阪神淡路の例はこの玉城町の地域にも生かしていくということが要ります。亡くなった方の8割が家屋や家具の転倒による被害とことが起こりましたから、これを未然に防いでいくために、日ごろからの備えに力を入れてほしいということもまず、町としてもお願いをしていくということでございます。

区長会とか、あるいは自治区でのいろんなことは、これから早い機会にそれぞれの区のご事情もございますから、そういうところでできるだけ共助の部分で区が主体になって、そして、こちらもちろんいろんな面でバックアップをさせていただいて、そういう意識を地域の中で持っていただくような取組をお願いをしまいたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） 私は、ある意味、もう少し強い力でこの防災のことについては各区長さんをお願いをしていただきたいと思います。ゆだねているって、そういう災害が起きて、そういうところで非常に大きな被害が出たということであれば、何もやらなかったのと同じになってしまうと。それをこういう教訓も得て、職員も見に行っている中でこれはぜひ、やってくださいと、ぜひ、つくってくださいというお願いといい

ますか、十分理解をしていただくことが玉城町らしさ、玉城町の防災らしさにならないかと思えます。これは行政の指導性、そして玉城町の基本的な考え方を示す一つの形になる。そして、これからの将来の防災の体制づくりにもつながってくる。これが、今やっておかないと、本当にいつできるのかと。今回はこういう災害があつて、玉城町として本当に築く部分になるんじゃないかと。ぜひ、これについては、命令とは言いませぬけども、そういう体制づくりを財産や生命を守るために緊急課題として、町長もこの認識で、強い意思で、この機会にこういう体制をつくっていただきたいと思えます。そういった基本的になるものは今はないということでもいいんでしょうか。基本となるものは、お願いをする、自分の身は自分で守ってくださいというだけでいいんでしょうか。お聞きをします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 前段申し上げておりますとおり、今の喫緊の町として最重要課題だと考えておりますから、これは地域の皆さん方、区長の皆さん方に繰り返し繰り返し働きかけをし、そして、地域の中にあつて早い機会にそうした訓練等もぜひ、お願いをしたいと、こんな働きかけをしてまいりたいと思つています。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） 少し私の考え方を説明をしたいと思つてます。考え方としては、多分、展開をしていくためにステップが要ると思うんです。先ほど申しましたように、住民の震災の防災への危機意識、これはいろんな形で広報なり、十分住民の方には理解をしていただいておりますが、では、意識はあるけれどもどう動いたらいいのというのが今の町民の意識だと思うんです。あればやりますと、こういうものがまずベースに私は今現在あると思うんです。それで、町の防災体制の考え方の基本をやっぱり提示をしていく。では、皆さん、こうやってやりましょうということをまず、提示をしないと、なかなか参加もしてもらえないのではないかと思つてます。

それで、今、大事なのは自治区単位での検討会、こういうものをしていただければどうかと。そして、その中に何が必要なんかということ、防災体制図、自治区でどんな体制でやるのという防災体制図を住民の皆さん、組長さん、当役の方がみんなこぞつてそういうものをつくっていただければどうかと、このような提案をしていただけるといいのではないかと思つてます。

で、ちょっと私、案を作ってきました。これ、ちょっと見にくいので、後ろのほうは見えないと思うので、今、お配りをしました。何をするかということ、まず、町の行政から提案をしていただきたいと思つてます。一応こういう区の防災検討内容という形で決めさせていただきます。まず、こういうものをつくっていただけませんかということです。

そして、事前検討をする場合、これは、では、区として避難場所どこにする、それで、防災対策拠点はどこにしますかということです。この場合、町防災計画の中には、多分

被害想定というものがありますので、その想定に基づいて一度、検討してもらえませんかということ、昭和19年、21年に南海・東南海地震があったわけでありまして、そのときにまだご健在な方がたくさん今みえるわけでありまして、そのときに玉城町の地元でどんな被害が起こったのかと、瓦があそこ落ちたよとか、あそこの小屋が壊れたというふうな話をすることによって過去の経験を生かしていけると。まだご健在の方がたくさんみえますので。そういったことで、この拠点なり避難場所、こういうのを含めて検討いただくと。

昨日、1次避難所へおじゃましましたが、福祉センターで非常に遠いと下外城田の方が言うこともあれば、もっと近くでどこにするのということも決めていただく。

2番目の組織と役割、連絡先を決めるということで、こういった組織作っていきます。

3番目が避難ルートを決める。こういったことを自治区で決めていただくということです。こんなの当たり前のことなんですよ。当たり前のことなんだけど、では、どここの区でこんなの一度考えてくださいということをお願いしたらどうかということ提案しとるわけで。〇〇区の防災体制図で、防災対策室長さん、これは先ほど区長さんなのか副区長さんなのか、当の役員さんで決めていただく。日常おられる方が望ましい。ピンチヒッター誰やというようなことも決めておかなければなりませんし。その中で大事なのが、この安否の確認、被害状況、これはやっぱり組長さんが各集落にみえますから、この人たちが避難場所へ誘導していただいて報告をすると。それで救助体制は対策室の指示で当然来るわけですから、自衛消防隊、人命救助、防火、こんな形になります。それで、看護救助体制、これについては、婦人会なり地域の看護師さん、どこにそういう資格を持った方がみえますかとか、経験したことありますかというようなことを各地域で一度探していただくと。こういった体制を作ってください。

それで、防災対策室については、当然組長さんなりいろんな連絡をもらいますけども、特に行政に対して連絡をする。多分昨日もたくさん電話があったということですけども、窓口が決まっておれば、そういうふうな混乱も招かない。招きにくいですね。1万2,000人ぐらいの20歳以上の方がみえるんですから、じゃんじゃん電話がかかってくれば、もう混乱をしてしまう。という意味では、こういった組織を作っておくことが大事かなと思います。

その下にいきますけども、先ほど申しましたように安否確認、これについては当然区長さん、組長さんでやられるわけです。事故の起こる前に、そういう災害が起こる前に、管理区域の住民の名簿、これを独居老人、いつも言われてます。障がいを持つ方、年寄り、子ども、こういった名簿も作成をしないといけないし、区民の安否、誘導、被害状況、これは組長さんがやると。人命救助については、自衛消防隊がそういうメンバーを選んでいただくと。防災組織は大きな組織ですけども、これは要は家がつぶれた、こういったときに、事前に重機を誰が地元の方で持っておられて、運転の資格がある人は誰なんだと。そして運搬方法ですね、担架又は車の手配は誰がしてくれると登録をする

わけです。それで、あと救助に必要な備品登録、これは昼夜いつ起こるかわかりませんから、発電機、照明、そしてスコップとかチェーンソーとかこういうものが要りますから、そういった管理をやっていただくと。あと、防火については消防隊が防火活動を進めていただくわけですが、防火用水や水利というのは、要は消火栓が出るか出ないかということは分かりません。そういったときに、今、どこに防火用水があるのだと。それと、どっからか水を引いてこないかということもありますから、その水利の対応も事前に考えておく必要がある。消防ポンプがあるのかないのか。先ほど申しました消火栓が使用できるのかどうかということも事前にチェックをしなければいけない。看護については、看護隊という名前をつけましたけども、看護師さん、地元の中でそういう資格を持った方がみえるかどうか。応急処置をするお薬とか備品があるのかというふうなこと。それで、1次救護、これは先ほど申しましたように避難場所になるわけですが、そこで炊き出しをする、又は食料を確保する。水の確保。これは先ほど申しましたように水道が出るか出ないか分かりませんから、その地域の中で井戸を活用しておられる家はどこがあるのかというようなこと。それで、炊事場とか備品につきましては、いざ、何十人の食事を作ろうと思うと、例えば大なべとか大がまとか、そして、ガスなどが必要になりますから、いざとなったら、あそこのお寺や公民館には大きななべがあるとかいうふうなことも事前にチェックしておく必要があると思いますので、こういったものを各集落で検討できないのかということをしていただければ、できるできないは別です。それで、小さい集落であれば2つ3つの集落の中で防災の連携を結んだらどうやろかというふうなことにもなりますし、一度、検討してくださいという形で具体的なものを提示しないと、なかなか住民の方も、そして区長さんも一歩進まないということもあります。先ほど申しましたように、昭和19年、21年の災害がありましたけども、そのときのまだご健在な方もみえますし、その地域によって災害の度合なりが違ってくると思いますので、そういったところは先輩方の意見も聞きながら、地域に合った防災の考え方をぜひ、ご検討いただく場を提供していただければありがたいと思っています。こういった形をつくっていくことが一歩、とにかく集落で守ってもらわなアカンというふうなご指示を、できれば町長からいただくとありがたいなと思います。

そして、地域活性化事業補助金のお話も先ほどありました。ぜひともこういうことも含めて、いろんな備品もまた要るだろうし、各区長さんなり各区が一つにまとまって本当に防災に対する絆づくりが進むようお願いをしたいと思います。最後に町長、自分の身は自分で守ることが一番大事なんですけども、そういった自治区をどうまとめていくかという提案をさせてもらったご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 昨年からも各集落を歩かせていただいて、やはり地域の絆をもう一度、再生してほしいという呼びかけもしておりまして、特に、今回の東日本大震災によって、共助のことも大変大事だと、ぜひ、各区の中でそうしたことをもう一度改め

て地域の中での助け合いや支え合いを見直してほしいと思っています。

私も宮城県多賀城市へおじゃまをして、仙台や石巻のほうへも視察をさせていただきましたけれども、玉城町の場合、先ほどの議員さんのご質問がありましてお答えさせていただいておりますように、まずは市民、町民の方が命を失わないということにもっと力を入れることも要ると思っております。多賀城の副市長との面談で、まず第一番に、まさか来るとは思わなかったと、まさに油断をしておったというお話も聞かせていただきました。特に津波はありませんけれども、今回の教訓の中でよく大紀町の錦タワーが例に挙げられておりますけれども、まず、自分が自分の命を守るために逃げさせていただくということにもっともっと意識を持ってほしいと思っておりますので、今回も議会で補正予算案を提案をさせていただいております中に、特に今まで呼びかけをしておりますも、なかなか昭和 56 年前の木造住宅等の耐震診断の申出が非常に少ないという実態がございましたので、やはりこの地域は三連動で阪神淡路のような形のことが想定をされますから、家屋・家具等の倒壊による被害が想定されますから、このことにもう少し住民の皆さん方の意識を持ってもらうために、特に啓発の推進に、これからぜひ、取組をさせていただきたいと、こんなことも思っておる次第でございまして、共助と併せて、まず第一番に、できるだけ備えの部分でもう少し具体的な内容を繰り返し繰り返し、皆さん方に働きかけをしたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 12 番 奥川 直人君。

○12 番（奥川 直人君） 命を失わないということであります。自分の身は自分で守る。絆ってどこから生まれるんですか、町長。助け合いじゃないんですか。絆づくりって町長の答弁の中からあまり想像ができません。自分の身は自分で守る。それで、耐震の家屋にする。絆づくりというのはどこに生まれてくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） まず、自分で自分の身を守って、その次にはやはり共助の部分で助け合いという、それが絆という形になるわけであります。そのことが災害の後、復旧・復興に一番の大きな役割を果たしていただける。このことをやはり強めていくことが大事だなと思っております。

○議長（小林 一則君） 12 番 奥川 直人君。

○12 番（奥川 直人君） 災害の後の復興・復旧、これはその後なんです。いかに命を守るかなんです。そのときに自治区の防災体制が大事じゃないですかと、私はこのように申しとるわけです。防災体制は自分の命を自分で守るだけだというのではそうはいかないんです。災害が起こったその瞬間にどれだけ地域がまとまるか、これが命を救う、財産を守るのが一番緊急課題じゃないんですか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 自分で自分の命を守ることがいかに大事かが、今までの大地震、大災害の中でありましたから、それを啓発するなり、もちろん地域の皆さん方

同士で確認し合うなり、こういうことがまず一番の先決だ、その次に共助が大事だということ。

○議長（小林 一則君） 12番 奥川 直人君。

○12番（奥川 直人君） また、皆さんで一度、自治区、共助、それで各集落での防災体制をご検討いただきたいと思います。

最後になりますが、これは時間があと2分ぐらいしかないので、こちらから一方的にお願いをしたいと思います。3番目の質問になりますが、新田町妙法寺地区の農道整備、これは今回で2度目になります。40年ぐらい放置されてきた農地、これにつきましては皆さんご存じのはずなので、その地域住民の方々が農地を守りたいという形で請願が4年前に出ました。熱い思いが実現するように、今回、2回目の質問になるんです。前回もお願いをしました。今、欠けているのは行政としては地積調査の計画も立てたということをもう一度、住民の方とキャッチボールをしていただいて、そして、多分、住民の方もそんなご無理を言わないということもありますし、うまく話し合いの中で気持ちよく進めていただきたいと。気持ちよく前向きに、そしてお互い理解し合い推進をしていただきたいとお願いをいたします。

そして、もう1点は、お礼を申し上げたいと思います。中学校の自転車置場につきましては、6月の議会で駐輪場が狭いということで、今回、9月の補正予算で建築をしていただくということですので、少し遅いなど私は思っておるのですが、もうこれからなかなか雨も降りにくい時期になりますけれども、9月の予算で執行していただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。併せてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

時間来ましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林 一則君） 以上で、12番 奥川 直人君の質問は終わりました。

10分間、休憩をいたします。

(14時16分休憩)

(14時26分再開)

○議長（小林 一則君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。

5番 鈴木加奈子さん。

《5番 鈴木 加奈子 議員》

○5番（鈴木 加奈子君） 5番 鈴木。議長のお許しをいただきましたので、日本共産党鈴木加奈子、一般質問に入らせていただきます。

その前に、私、9期36年間にわたりまして、職員の皆さん、そしてまた、住民の皆さん

んには大きなお力添えをいただき、心からお礼を申し上げます。最後の一般質問をさせていただきますが、思い残すことのないように精いっぱいやらせていただきたいと思いますので、どうかご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

では、一般質問につきましては、本日は5項目にわたってお願いをしております。防災計画について、2番、保育の充実について、3番目は、中学校の卒業までの医療費無料について、4番、国民健康保険料について、5番目が学童保育についてでございます。

まずは防災計画についてお伺いいたします。8月5日付の中日新聞におきまして、こんな記事が載りました。避難場所の耐震はどうなっているかという、この結果でございます。これを見たときにあれと思ったんです。玉城町は6ヶ所で耐震は終わっております、100%という数字が出ているのでございます。

けれども、よその市町を見ますと、62ヶ所とか志摩市、明和町でも22ヶ所、大台町では59ヶ所、大紀町では90ヶ所というふうに出ているんですね。これを見ましたときに、そうかと思ったんですよ。先ほど絆づくり、あるいは区民の防災意識の向上をということで議員さんの質問がございましたけれども、身近なところで避難する場所、また受け入れる場所がございませんと、体の不自由な方たちはとても不安だと思っております。

そこで、玉城町におきましては、まだ区の集会施設は避難場所としての位置づけがなされておられませんけれども、ぜひ、この区の集会所、位置づけていただきまして、耐震検査及びその状況によりましては耐震補強をぜひとも取り組んでいただきますようお願いしたいと思うわけでございます。

今、私どもは日本共産党の町委員会におきましてアンケートをお願いしております。そんな中で、遠くまではなかなか避難ができないのではないかと心配している声がたくさん寄せられております。そんなことなんかも含めましてお伺いをしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 鈴木議員から、ただ今、避難対策の各集会所の耐震についてのご質問でございました。玉城町の場合は、ご承知のように町内6ヶ所の避難場所がしてございます。

特に今回の東日本大震災の中で取り上げられておりますのが、やはり津波による災害という形で全国各地沿岸部の市町が第一次的にどこに避難場所を設けるのかということでの対策を進められておるということでございます。玉城町は、ご承知のように海から約8.5kmというエリアでございまして、大きな津波はほとんど心配ないのではないかと考えておりますのと、もう一つは、コンパクトな町でございまして、町としての避難場所は町内の小学校4校、そして、中央公民館と福社会館、合わせて6地区ということで避難場所として指定をしています。

今、沿岸の部分の市町の様子を聞かせていただきますと、改めて避難場所を特に沿岸

部に設けておりましたのを、さらに高台のところへ移そうかという見直しがなされておると聞いておる次第でございます、南伊勢の地域では、270 から第一次の避難場所があると伺っておったりするわけでございます。

地区の集会所につきましては、現在、玉城町 68 の自治区ありますけれども、その中で 11 の自治区は集会所がないということになってございます。今、その避難場所としては指定はしてございません。今のところ、指定する想定はございませんが、特に自治区の皆さん方の共助の拠点という形での活用は大いにお願いをしていきたいと思っています。

○議長（小林 一則君） 5 番 鈴木加奈子さん。

○5 番（鈴木 加奈子君） 第一次避難所が決めてない玉城町なのでございますが、津波がありました場合には、この周辺町といたしまして、玉城町も相当数の方をお預かりするというような事態も起こるのではないかと考えております。そして、玉城町の住民におきまして、道路が寸断されたりとか、あるいは家屋が壊れるまでなかつても、住みづらい状態が起こったりとか、あるいは玉城町で心配なのは液状化現象でもございます。そういったことで 100 戸以上の棟数で倒壊という予測もされている中でございますので、この区の集会施設はぜひとも耐震検査をされるようお願いをしたいと思っております。そして、必要ならば補強をする。もし、これをする場合に、一般的な建設費の補助は 2 分の 1 に以前の取組の中で前進をさせていただいたところではございますけれども、これは区のものとはいいながら、公共的な施設でもございます。これはやはり目的から考えましても、玉城町の予算におきまして順次、なされることが必要ではないかと考えておりますので、耐震度合の状況により順位を決めまして、一挙に何十ヶ所もするという事はなかなか難しいかもわかりませんが、順次、計画的に耐震検査、補強をなさいますように主張したいと思っておりますが、改めてご答弁をお願いいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 区の集会所の耐震検査、あるいは補強についての費用負担等、これは従前から区集会所の建築補助金の公費要項というのが定められておりますので、これに沿って町としての支援は可能だと考えております。

○議長（小林 一則君） 5 番 鈴木加奈子さん。

○5 番（鈴木 加奈子君） 耐震検査については、一般家庭の耐震検査と同じように無償で行うんですか。それは政策的なものですから、町長にお答え願いたいです。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 政策というよりも、具体的に耐震診断は国県等のほうで推進がなされております。あくまでも一般住宅という形で対象になっておりますから、当然、区のほうでの耐震検査、あるいは補強診断ということになれば、区としてこのことに主体で費用負担なりはお持ちいただきながら、対策を講じていただくのが今の段階ではないかと思っております。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 誠に情けない答弁だなど、残念に思っております。皆さんが今、迫ります東海地震、あるいは東南海地震、南海地震というものがいつ起こるか分からないということで、相当その時期が迫っているということが言われておりまして、心配をしているわけでございます。

そんな中で、この町の首長として、町長として、ただ今のようなご答弁というのは、非常に無責任やなと思うわけでございます。担当なされる職員さんは自分自身の担当責任におきまして、ぜひとも提案をし、ご検討に入っていただきますように心からお願いをしたいと存じます。仮設住宅というものはすぐに建設できるものではございませんので、住民を見捨てることにならないようにするためにも、各地域の集会施設は非常に大事な役割を果たすと思っておりますので、ここにまいりましては、職員の方の良心にすぎるより道はないと感じておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、保育所の充実についてでございます。保育所の入所児の予測と現状について少し伺ったことがございますけれども、相当、定員を大幅に増やして入所をさせているということがございます。0歳児保育所は今、外城田保育所だけということで、もちろん、それに伴いまして土曜日保育も外城田保育所だけになっております。このことにつきましても、随分とアンケートにご意見が寄せられております。各保育所で0歳保育をやってくれたらうれしいのにと。子どもを預ける園がその日だけは違うところへというのは子どもも落ち着きませんし、泣きます。仕事に行くのにも本当につらい思いをしていますという切実な願いが寄せられております。定員が大幅に増えてきております有田保育所、一挙にというのは難しいかもわかりませんが、以前にも有田保育所は0歳の保育をしていた経験もございます。ぜひとも取組をしていただきたいと願っております。

また、中心部であります田丸地域での0歳の保育。プロジェクトチームを組んで、その答申も寄せられていたと思っておりますけれども、それも踏まえまして、ぜひとも取組をいただきたいと存じます。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） それでは、通告書に基づきまして、現状、それから定数までの部分について、数字の部分をご説明させていただきます。3つのグループに分けて説明させていただきます。

現状につきましましては、まず、定数に対して田丸は93%、外城田が92%、有田が127%、下外城田が110%というのが定数に対する今の現状です。

続きまして、児童の人口推移でございますけれども、平成19年のときに0歳、1歳、2歳の方が3年後に年少、年中、年長となっていることから見ますと、転入を含めてこの3年間で43人のお子様が入転されてきておるという数字が出ております。これを地区別に見ますと、田丸地区が1.8%、外城田が13.8%、有田が9.6%、それから下外城田が18.2%。と同時に、人口に対する保育所の利用率というのを見てみますと、田丸が

62.9、外城田が64.7、それから有田が67.2、下外城田が71.9と。この3つのところから見てきますと、やっぱり、有田保育所と下外城田保育所につきましては、今後も入所希望者が増え定数を上回る状態が続くということが言えるわけです。

以上が数字でご説明をさせていただきました。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 今、状況を担当課長から報告申し上げたとおりでございまして、特に以前から考え方を申し上げておりますように、子どもたちの数の入所いただく子どもさん方の変動、推移を十分に把握をしながら、施設の増築等を早い段階で計画をさせていただく。そのことで若い保護者の皆さん方もやや安心して子育て、あるいはいろいろな形で仕事にさせていただくということになるんだと思っています。今の状況が特に有田の地域、長更、妙法寺地域の宅地開発という形で子どもさんの増加が見込まれると承知をしておりますので、こういったことも十分検討に入れながら、今後の施設の整備について考えていきたいと思っています。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 以前から変動推移を見ながら把握して検討をいたしていきたいというのは、もう何年間にもわたって伺ってきているわけでございますけれども、そうしている間に大変な状況の中で保育をいただいている子どもたち、有田で定数の25%増というこの子どもたちが1年を過ぎ、2年を過ぎていくわけでございますので、もう随分以前から把握して検討していくということでございますので、早急に対応をお願いしたいと思っておりますが、そのお考えはいかがでございましょうか。まだ、じっくり考えますか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 定数が上回っておるからということで、保育所での保育に大変な支障があるというふうなことでは全くないわけです。きちっとした保育士の態勢を取っておるわけでありますから、その点は十分ご承知をいただきたいと思っておりますし、いろんな施設整備というものになりますと、財政負担が生じないような形、当然財政負担が発生するわけでありますから、十分な適確な園児数の見通しを把握しないままに、そういう施設整備、過大な無駄なことにならないように十分把握をしていきながら、そして、その中で早い段階で、必要であれば施設整備をさせていただきたいという考え方でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 何となく伺っておりますと、じっくり慎重に検討をいたしておりまして、その間に子ども的人数が変わってまいります。そうすると、保育所は建てなくても済むかもしれない、あるいは増築しなくても済むかもしれない、こういう思いがあるのでしょうか、確認をしておきたいと思っております。そうではなくて、本当にしっかりと対応するために、今さっきも町長さんご認識いただいているようで、長更あるいは

日向にも随分と若いご夫婦さんが増えておりますし、妙法寺にも新たな住宅も建てられてきているようでございますし、下外城田も増えていくんではないかと思っておりますし、こんな状況の中で町長はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 増築の検討が必要だと考えています。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） では、必要だとお考えでございましたら、ぜひ、早いうちに具体的に動いていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、保母さんの定数についてでございます。これにつきましては、もう何年も前ですけれども議会決議もいたしまして、玉城町議会として意見書を町長さんをお願いしてきたかと思っております。保育士の配置基準の問題でございます。1歳児につきましては、大多数のところは6対1ではなくて5対1、あるいは4対1、4.5対1というふうには保母さんを増やすという対応をいたしております。もちろん障がいのおありの子どもさんも玉城町はお預かりいたしておりますので、この加配についてはしておりますことは存じております。そのうえで伺いをしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） 1歳以上の6対1につきましては今、緊急雇用対策で緩和をしております。ただ、この事業は23年度で終了するということですから、24年度から一般会計の予算措置が必要になりますが、この中できちっと6対1をしていくのではなくて、やはり0歳から預かるお子さん、いろんなことを見ながら緩和を、そのお子さんに対して、例えば誕生月によって4月に生まれたお子さんから3月までのお子さん、この11ヶ月ぐらい違う差で大きく成長が違います。このときにこの月数に応じて、例えば半年間だけ緩和を6対1を5対1にするとか、弾力的に運用を来年度からやっていきたいとこのように考えております。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） できる限り、この保母定数の増員をする方向で取り組んでいただきたいと思っておりますし、その方向を打ち出していただけだと思っておりますので、ぜひともよろしく願いしたいと思っております。今、保育に欠ける子どもというだけではなくて、子どもの数が少なくなっている中で育ったお父さんお母さんたちの間で、今の保育園児が育っている。こんなことから、子育てを見るという経験のない親たち、これは非常に戸惑っておりますので、保育所での子育ては父母育ても併せてやっていかなければならないという大変な状況もございまして、本当に大切なことであろうかと思っておりますので、ぜひとも保母定数につきましては増員をしていただきますようお願いしたいと思っております。

次に、中学校卒業までの医療費無料についての問題でございます。このことにつきましては、教育民生常任委員会といたしまして、委員長、副委員長が意見の取りまとめをし、

町長に申入れをしたところでございますけれども、これに対しましても、何ら文書の回答がないという異常な事態を招いております。私、この問題につきましては、長年にわたり取組み組んでおりまして、それ以前の乳児の医療費無料の時代から、1歳でも2歳でも年齢の幅を広げるようにという取組をして今日を迎えたわけでございますけれども、この子どもの医療費の無料制度は福祉の観点から取り組むべきだと思っております。何も若い親たちを呼び込むためにやるような施策ではないと思っております。

これにつきましても、たくさんのご意見が寄せられています。特に窓口無料を願う親たちがとても多いです。そういうことも含めまして、ぜひとも町長としては、この玉城町で中学校卒業までの医療費無料化、ぜひ、実現をいただきたいと思っております。町長は以前から子育てしやすい町づくりということで取り組んでいただいております。なぜ、この子どもの医療費の部分だけがこのように立ち遅れていくのか、とても不思議に思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 何度か質問をいただいて、何度かお答えをさせていただいております。考え方は現段階で変わっておりません。少子化対策というのは、国を挙げて国策として力を入れてほしいということで、私たち町村会としても国県に対して要請をしておるということでございます。

しかし、教育民生委員会でも大変熱心にこのことにご論議をいただいております。ということでございまして、このことを尊重して前向きに検討をしていかなきゃならんという考え方はさせていただいておりますけれども、今回、新しい三重県知事が就任をなされまして、そして、現段階では平成 23 年度中に小学校 6 年生まで拡大することを表明をなされておりますけれども、現段階、県下の市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会においても、その開始時期等について検討をいただいております。伺っております。次第でございます。

お答えをさせていただいておりますように、町といたしましては、やはり、こうして 4 園、そして、0 歳児の保育、あるいは待機する子どもさんがいない対策という形を重点に置き、しかも施設の環境整備、老朽化対策に緊急に取り組ませていただきたいという考え方で整備を進めさせていただいております。これを急がさせていただかなければならんと思っております。そういう考え方で現段階ありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 一則君） 5 番 鈴木加奈子さん。

○5 番（鈴木 加奈子君） 知事が平成 23 年中に小学校卒業までの実施をしたいという意思表示をしているということで今、お話があったわけでございますけれども、玉城町が仮に小学校卒業までやっていたとするならば、県が実施する段階で予算を増やすことなく中学校卒業までというのが実現できたかもわからないわけでございます。それだけ町長、あなたの仕事ぶりには問題があったのではないかなと思うわけでございます。

それから、窓口無料の問題につきましても、県に対しては要望をしていきたいと以前に町長がおっしゃったこともあるわけですが、ペナルティの問題でご心配があったと思っております。最近の報道で知ったところでございますけれども、以前は県が自治体の国保会計等に法定外に補助金を出していたわけでございます。それが三重県はばたっとゼロになってしまっています。例えば山形県でございますと、窓口無料化になることによって国保会計にペナルティが課せられる。この分を補助しようということで、1人あたり1,715円、これは2010年度です。2009年度は1,654円、2008年からこれ実施されているんですけど、1,269円、1人あたりですよ、県が負担をするということをやって、自治体の負担を軽減するために県が力を尽くすという、こういうこともやっているわけでございますので、ぜひとも町長としては県に対して意見も言ってほしいし、知事がやろうとしている医療費の無料化の足を引っ張らないように、むしろ前進をさせるような役割を玉城の町長として果たしていただきたいと思っております。ご決意をお願いいたします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 今後におきましても、町として、あるいはそれぞれの地方市町に必要な施策については、関係する町村長の皆さん方とも力を合わせて要請をお願いしたいと、要望していきたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 23年度中に知事は小学校卒業までの医療費無料をしようという意向を示しているのであれば、なぜ、早く、町長、この玉城町でせめて小学校卒業まで、もう見通しがついているんですから、中学校卒業までの医療費無料になぜ踏み切れないんですか。推定してみますのに、年間1,500万円あれば実現できるというようなものではございませんか。22年度の決算も出てきてまいっておりますけれども、年間に3億円余りの財調基金等の積立ができる。それだけの余裕を持っているわけですよ。でしたら、それはやはり住民の福祉のために、単年度主義であります玉城町の予算でございます。総計予算主義でございます。その原則に沿いまして実施に踏み切っていただきたい、このように思うわけでございます。町長、ご答弁を。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 先ほども申し上げておりますように、玉城町として何を重点にして保育、あるいは子育て支援に力を入れていくかということですから、これは前段、答弁を申し上げておりますように、県の今、検討の中での動向を見極めて、そして、それに基づいて対応をしてみたいと思っておる次第です。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） このことにつきましては、先だって日本共産党の玉城町委員会、8月29日でございますが、私も同行いたしまして、〇〇〇〇さんを先頭にしまして町長とのお話を申し入れました。29日の10時から1時間ということで受けてい

ただいたわけですが、そのときには原発をこの三重県には設置しないように申し入れてもらいたいということやら、保育所の安全対策、保育の充実も併せて、この中学校卒業までの医療費の無料化を求めて申入れをいたしたところでございます。

そのときに、何と町長は住民の願いを引っ下げてまいっておりますのに、1時間というお約束であったにもかかわらず、10分あるいは15分で席を立たれる。また、そのときの態度、とても町長としての品格がある態度とは言えなかったと思っております。なぜ、住民の願いをアンケートを基に町長に申入れに行った申入れ者に対して、そのような態度を取られたんでしょうか。私は非常に残念に思います。やはり町長選挙が無投票で2期目を迎えられたといったことが、こんな事態を迎えているのかなど残念な思いをいたしております。ここは次期町長選挙におきましては考えなければいけないところかなと思うところがございます。

次には、国民健康保険料についてお伺いします。国庫負担の増額をぜひとも玉城町町長として要請をしていただきますようにぜひともお願いしたいと存じます。

以前に、国庫負担は国保会計の約50%でした。それが現在では24.何%という状態になっております。町長としては、国庫負担の増額を町長の名前におきまして、国に対して要請をいただきますように心からお願いをしたいと思っておりますが、お伺いします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 国庫負担の要請につきましては、県の町村会を通じて国と県へ要望をしておるということでございます。

先ほどのせっかくお越しいただいて、その態度が悪かったとかどうかこうとかということでございますけれども、緊急な面会の申出でございまして、いろんな都合がありましたけれども時間を取らせていただき、今までも鈴木議員さんのこの面談のお話を断った機会は一切ございませんし、そんな失礼な態度は私は取っておりませんので、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。今日も傍聴席にそのお2人さんがお越しをいただいておりますけれども、そういうふうに本当に思っておられるのかどうか、私はそういう態度は一切しておりませんし、努めて町民の皆さん方とお会いをする機会を持たせていただき、いろんな機会を、いろんなご意見を聞かせていただくのが私のスタイルでございますので、その点はぜひ、どういうふうに思われたかしりませんが、そういう意識は全くございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 県に、あるいは国に対して町の国保会計に補助金を増額するように要請はしているということでございますので、次に、玉城町の一般会計からの繰入によって負担を軽減する、このことについて実現をしていただきたいと存じます。国保会計に貸し付けるというようなことをしておりますために、返還をするという作業が入ってまいります。そのために国保料の引き下げが非常に困難になっています。部分的には法定外繰入をしていただくこともなされてはおりますけれども、返還を求めること

のないようにし、国保料の引き上げではなくて、地域によりましては3年連続で国保料の引き下げをしたという福岡市の例も報道されておりますのを見ますと、玉城町が世帯あたりで保険料が上から5番目の高さ、そして、医療にかかりますと、その費用を負担するわけですが、その費用額は下から6番目の低さです。医療費に係るところが低いのに、保険料を高い金額で徴収をしているという現状を少しでも軽減するために努力をしていただきたいと願って質問をいたしておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 今の日本の社会状況、少子化高齢化、あるいは社会保障制度そのものが大変行き詰ってきおるという現状にあります。そして、玉城町だけではなくて、大変な財政負担、特にこれ以上、保険料の引き上げや一般会計からの繰入というのは大変厳しいわけでありまして、全国のそれぞれの自治体も限界にきおるという状況にございます。したがって、引き続き、国や県に対して国民や町民の皆さんが安心して暮らしていただける医療保険制度の確立に向けて、強く要望していきたいと考えておる次第でございます。町といたしましても、大変医療費が増高しておるという現状がございますから、特に町民の皆さん方お一人おひとりの健康づくりを重点課題として取り組んでまいりたいと思っておる次第でございます。そういう考え方でおりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 国に対して要望しているのは分かりました。しっかりがんばっていただきたいと思っております。私どももその運動はいたしておりますので、ともに運動は繰り広げていきたいと思っております。

けれども、国が補助金を増額するのを待っている間に、国保料の負担ができないということで医者にもかかりにくいという事態が生まれております。保険料が引き上げになれば収納率は低下してまいります。その中で町民の健康が阻害されてくる、命が危ないという事態も生まれかねません。ですから、玉城町の財政状況の中でできることはやる。一般会計からの繰入をする。貸付などというようなそんな異常なことは取り止める。このことをぜひ訴えたい。実現をしていただきますように今後も、私も議席はなくなりますけれども、引き続きまして力を入れてがんばってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

次に、最後でございますが、学童保育についてでございます。前段の議員さん、学童保育について質問をしていただいております。トイレの距離が遠いということで、心配の声が私どものところにも寄せられました。

それで、3人の女性でそこを歩いてみました。何歩あるだろうかと。そしたら、1人の方は110歩、私は115歩、もう1人の方は120歩ありました。何メートルかは計っておりませんが、雨の日もあろうと思ひますし、寒い風の日もあろうかと思ひます。

雪花が散る日もあるかと思えます。そういうことを考えますと、何としてもこれは屋内にトイレを確保するようにしていただかなければ問題が残ると思えます。

先の議員さんの質問に対して、教育長さんのほうから、学校内のトイレを使っただくようにするという方向でのお話でございましたので、よろしくお願いをしたいと存じます。

学童保育の連絡協議会の調べによりますと、障がい児の受入自治体は、2003年から2007年にかけて2倍になっておりまして、実施自治体は67.7%となっています。玉城町も各学童保育所とも受入をしていただいておりますけれども、その場合には対応する指導員さんも増やさなければいけないと思えますし、どのようになっていますか、お伺いをいたしたいと存じます。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） 現在、1名の方がおみえになりまして、そこに加配をつけて預かりをさせていただいたということです。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） そうしますと、以前にお願いをいたしまして実現してもらったところでございますけれども、それ以後、ずっとこの方針で取り組んでおられるということなんですね。

次は、保育料の減免があるというところが50.7%ございます。玉城町にはこの学童保育保育料の減免制度を持っておりませんが、やはり所得の低い方は学童保育に預けにくいといった事態もございますので、これはいわゆる保育所のようにいくつもの段階にせずとも、せいぜい4段階、あるいは5段階程度の保育料にするお考えはないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 生活福祉課長 林 宏紀君。

○生活福祉課長（林 宏紀君） この点につきましては、1月5,000円ということで今定額になっておりますが、減免施策とかいう形については、今のところは検討しておりません。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 林担当課長からみますと、5,000円という額は非常に低い額で、これについて所得に応じて軽減措置をする必要はないとお考えかもわかりませんが、そうではない方々もおられます。その方は子どもを学童保育にお預けすることができないという事態も起こっておりますので、ぜひともそのことを念頭においていただきまして、取り組んでいただきたいとお願いをいたしまして、次のことに移ります。

2010年の2月26日、この当時は長妻厚生労働大臣でございました。学童保育の指導員は継続的な勤務、専門性、知識の向上、あるいは学校の先生と勝るとも劣らない専門性が必要ということをおられるわけですがけれども、玉城町の指導員さんの身分保

障は非常に低い状態のままになっております。ぜひとも待遇の改善をしていただきまして、玉城町の子どもを意志高く指導員として見ていただきたいと思っております。

学童保育は家庭と同じように過ごせる生活の場として適正規模が必ず必要です。あまりご存じのない方はそういったことを知らないかも知れませんが、学童保育の果たす役割はとても大切でございます。これも長妻厚生労働大臣の言われたことですが、あまりご存じない方は、子どもと遊ぶ方だという認識程度の方もいるかも知れませんが、小学校1年生から3年生ぐらいの子どもを本当に親代わりで、今言ったような非常にデリケートな心を持っておられる時期でありますので、非常に専門的な知識も必要だ。大変な仕事だと一言で言えば思いますがというふうに言っておられますが、これは学童保育のガイドラインにも明記されておりますので、ぜひ、このことを念頭に置きまして待遇改善の取組をいただきたいと思っておりますが、お考えをお伺いします。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 玉城町の現状は、いずれの施設もガイドラインに沿って職員配置をしておるという状況でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。また、必要がこれから生じましたならば、対策は講じていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（小林 一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木 加奈子君） 確か嘱託職員さんがお1人と、あの方はずべてが臨時賃金でのお雇いだと思っておりますが、生活の場としての機能が十分確保されるように留意することと、このガイドラインにも明記されておりますけれども、これは場所の問題だけではなくて、やはり指導員の問題もあってございまして、短期間で辞めてしまうという事態の起こらないように、きちんとした身分保障をすることがとても大事だと思います。子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭や体育館や余暇教室の利用について連携を図ること、また、放課後子ども教室との連携も図ることが、このガイドラインにも書かれております。

そしてまた、面積ですけれども、とても狭いんですけれども、下外城田の一般教室を40人ここで学童保育でお預かりするということであると、面積は少し足りないなと感じております。計算いたしますと、ちょい足りないんです。そのことを認識をしていただいて、そしてまた、昼間は普通教室に、あるいはほかの教室に使い、放課後だけを学童保育の場に使うという併用方式というのは無理があると思っております。このことでぜひとも指導員さんたちとのご意見交流をしていただきまして、このような事態の起こらないように、今から取組をしていただきたいし、教育委員会としては協力をさせていただけるように、担当の福祉課としては説得を続けることをお願いをいたしたいと存じます。

多岐にわたりまして、今日、お願いをしたのでございますけれども、玉城町の仕事、これは地方自治法に明記されておりますのは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」というのが

第1条の2に目的が書かれております。以前にも申し上げましたけども、地方自治法というのは、ほかの条例にはないやり方がされておりまして、いかに住民の福祉の増進を図ることを基本とすることを重視しているかと思うわけですが、ほかの条項のところにももう一度、この文面が出てまいります。一度、ご覧になっていただきたいと思います。この立場に立ちまして、ぜひとも子どもの医療費の問題、また国民健康保険料の軽減の問題、保育所の問題などたくさんの親御さんたちの願いに沿って玉城町の行政にあたられることを心から願ひまして、私、鈴木加奈子の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 一則君） 以上で、5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

10分間、休憩といたします。

(15時22分休憩)

(15時32分再開)

○議長（小林 一則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、11番 山口 和宏君の質問を許します。

11番 山口 和宏君。

《11番 山口 和宏 議員》

○11番（山口 和宏君） ただ今、議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

先に、前段の議員さんからもお話が出ましたけども、昨日、一昨日との12号の台風の際には勧告を出され、また、下外城田地域の方々の勧告が出まして、町職員の皆様には大変お世話になりましたということ、下外城田の皆さんに代わりましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、質問に入らせていただきます。質問の事項といたしまして、大きな項目といたしまして、これからの上下水道についての1点でございます。

今年の4月ごろですが、田丸地域の中心で開発業者による宅地の売出しのチラシが出ました。たまたま私もそれを見まして、その内容ですが、LPガス、町営水道、合併浄化槽と設置内容が記載されておりました。そこで、私もこの内容おかしくないのかと課長にお尋ねをいたしまして、そのときは課長のほうから明確な答えはいただきませんでした。そのうち、業者にこのチラシがどうですかということでも聞きました。その結果、いつのチラシですかと言われまして、今、下水が変わってますけど、ということでした。さらに私がそこで、このチラシが出たということは、行政としては合併浄化槽で申請を受けたということですかとお尋ねをしました。その回答が、今、担当の者が出てますので私では分かりかねますというご返事でした。

そこで、私がお聞きしたいのは、町長、日ごろから下水道事業にはご尽力をいただいておりますが、玉城町の中心である田丸地域の中心で、まして下水道地域内の中でなぜ

合併浄化槽で申請を受けたのか。また、その後、なぜ下水道に変わっていったのか。私が思うに、常識的に考えれば、下水道で申請を受けるというのが流れとしては当然かなと私の中では思っておりますが、行政として申請を受付のとき、どのような開発業者に対しての設置内容やもろもろの基本的なこともございます、ここは白地ですよ、青地ですよ、そこから始まっての行政指導があるかと思いますが、町としてどのように申請の際に指導しているのか、初めにこれをお伺いしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 山口議員からのお尋ねのこれからの上下水道の考え方ということの中で、今年4月の町内田丸地区に予定がある開発のチラシについての疑問を持たれて、そして、担当課へお問い合わせをいただいたということでございまして、具体的にその申請の受付の段階での指導等は担当課が申し上げますけれども、特に、ご承知いただいておりますように、玉城町全町的生活環境の整備、いわゆる生活環境を良くして、そして、農業町でありますから、その終末の水質を良くしていこうという考え方は、大変な住民の皆さん方のご理解、議会のご理解があって進められておることを心から敬意を表する次第でございます。

そして、この田丸地区、今、議員がお話の地域は田丸、佐田、妙法寺と中楽の一部も包含をしておりますけれども、その中で処理施設を設けず、いわゆるフレックスプランという中での区域設定をございまして、平成15年に供用開始をしたところでございます。

そして、この地域、今まで特に町費での下水道の施工という考え方についても、今回、この平成23年4月の開発からではなくて、平成17年ごろからそれぞれこのエリアの中の開発については、町として施工してきたもの、あるいは業者のほうで施工してきたものと、それぞれ事業を2とおりのやり方で進めてまいりました。しかし、町でやること、あるいは業者さんでやっていただくこと、条件ということの1つの統一した考え方というものを、これからもう少し明確な考え方で進めさせていただかなければならないという考え方を持たせていただいて、先般、6月でございましたけれども、総務建設委員会のほうへも少し考え方を説明をさせていただいた次第でございます。補足をさせますけれども、町といたしまして、このフレックスのエリアの中で、全体の加入を増やしていただかなきゃならないということでもありますから、特に事業に対象になるもの、国の補助事業、あるいは起債対象になるものについては、当然、業者さんと相談のうえで町として幹線の部分は施工していく。しかし、業者さんのほうでそれが間に合わない、あるいはそういう対象にならないということであれば、これは事業者の負担でやっていただく、こういうふうな一つの考え方を持ってもう少し明確な形でこれから取り組んでまいりたいという考え方を持たさせていただきたいと思っている次第でございます。そういった状況で現在いたっておる次第でございますので、どうぞよろしくお願いをいたし

ます。

○議長（小林 一則） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） この開発に際しまして、どのような指導を行ってきたかということでございますけど、供用開始区域内ということで、これは下水道を使用しなければならない区域、3年以内に接続をしなければならない区域という位置付けでございますので、当課といたしましては一貫しまして下水道への接続ということで指導をしまいいりまして、実際に協議に何度もかかったというような記憶はございますが、そういう指導をしまいいりました。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） 基本的な考え方で指導も行い、また、町長の答弁の中で、フレックス事業に關しましてのあの地域は妙法寺の最終末端処理の關係の事業としてというお話がありましたけれども、二択で今まで進めているというお話でございますけれども、基本的に考えれば、あの佐田の開発に關しましては、前後に歩道ありますわね。その中、一画は業者が買い受けて、さらにそこへ業者が区画整理をするために道路を新設するという観点からいくと、ただ今、答弁いただいた中のお話ではちょっと私には理解できないなと思っておりますが。

なぜといたしますと、そこは業者の持ち物で業者が開発で道路を前後につけるという観点からいきますと、どう考えても業者の負担である下水工事の本管は埋設するのが筋ではないかと。これは常識で考えると、私はそういうふうに理解しますが、その点はいかがですか。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 下水道のそうしたエリアの中で、この加入促進、全体の生活環境を良くしていくという事業推進を進めるために、当然のことながら、今申し上げましたように、補助事業の対象等になるものについては努めて町としても施工ができるという、しかも従前もそういう考え方でやってきた部分と二者択一の部分がございますけれども、当然、その後におきまして、町に帰属されるという部分につきまして、発注時期等、あるいは事業計画等の調整がついた場合に限り、町の予算で執行していくという考え方を持たしていただいております。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） 答弁を聞かせていただきますと、後々、町道へ認可をした時点でという話ですが、あそこの開発に關してはまだ町に移管、完成をした時点で町への登記がつくはずと違うのですか。私の考えではそうだと思いますけども、今の時点では業者さんの持ち物である限りは業者が施工する。私が不思議なのは、なぜ町費をそこへ使って業者さん交えて一般入札をされて、町費を使うという事業に持ってかないかのかというのは、基本的に考えれば、いくらフレックス事業、国の予算の關連もあるかわかりませんが、私はそのように理解してはいますが、そこのところちょっとまだ詳

しくはフレックス事業に関しては、私も勉強不足で分かりませんが。基本的に考えれば、業者さんが施工されるのが筋ではないかと。これはどこの近隣市町でもこんな施工の仕方は多分してないと思いますけども。それが私はちょっと引っかかったので質問させていただきました。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたけども、先だって7月13日でしたか、総務産業で諸報告を交えまして課長から23年度から町道を先々見据えての、さっきのお話にもありましたけども、開発地域内の道路に対し下水道の施工を進めるというお話があったと私も記憶しています。その中で一般的には開発地域内の道路に下水道の施工をするのは開発業者が施工するべきではないかと私は基本的には思ってますけども、なぜ、あそこの区域、ましてやこれが、確かに妙法寺地域にも大きな今開発されてます。あれもフレックス関係と言われりゃそうなりますけども、ましてやまた、フレックスの関係、宮川下水道の関連の地域で開発がなされて、そこのなされた場合でもこういう視点から見ますと、業者さんとしてはあそこと一緒の感覚で申請を上げられるんじゃないかと私は思いますが、その点はいかがですか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 宮川流域関連の区域と、今回のフレックスプランの区域とどうかというご質問かと存じますが、一応宮川流域関連につきましては認可区域ということで、その集落を外枠としました筆で、住宅とか排水の出る区域で囲っておりますので、その中へ開発が出てきたら同じようなことが起こる場合もありますし、あと、その区域外であれば、それはもう区域外という扱いになりますので、その辺の縦分けはできようかと思えますけど。

それと、あと、こちらの整備計画というのがございまして、平成27年度中には全域をカバーしたいという計画でおりますので、その認可区域の中に入っても開発できてそこできるといって、町長も申し上げた予算の調整とかがありますので、そのときにできるか、相手さんのご都合もあろうかと思えますが、そういうのはケースバイケースで出てこようかと思えます。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） ただ今答弁いただきましたけども、ちょっとお聞きくださいよ。その区域外ですな、それやったら、そこまで公道がついてますと。その公道の工事だけは町負担というのは分かります。そこへ開発地域の区の中の道に対しても、これは生きてくるという考えですか。このフレックス事業、これを認めてしまうと、そういうふうにとられても仕方ないという認識になりかねないと思えますけど、そこら辺どうです。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 今回、この23年度からにつきましては、供用開始区域内ということで方向性を示しましたものですから、その供用開始区域外のところについては、まだ明確には決めてないです。ですので、供用開始区域内ではそういう方向でやら

せていただきたいということでございます。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） はい、分かりました。供用開始区域内を 23 年度から進めるということですか。結局は、そうすると開発業者が入ってきた場合でも、こういう今、佐田で行われとるような感じで入札がされるということですか。そういうふうに理解してよろしいか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） その場合ですけど、こちらも予算で動いておりますので、予算の調整がついたり、あと、国庫補助をいただく事業に乗るその調整がうまくついた場合、町で施工ができるということで、基本は業者さんにも間に合わん場合はやっていただかないけませんし、そういう調整がついた場合、町で施工ができるという方向付けでございます。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） 町で予算付けができたということですか。それやと、予算付けができればそれを進めるという、管工を。ちょっとそこら辺が私も説明の中では理解しにくいところでございますけども、理由はともあれ、基本的な考えといたしまして、業者、私は基本的な考えでやったら、あそこの開発区内の道路の施工というのは業者が負担をして、それを踏まえて区割りをして、それにかかった分を何%か上乘せして売出しをかけるというのが普通じゃないかと私は思いますけども。これが私の常識的な考えだと思えますけど、これをなぜここまで補助事業の中へはめつつやってくのは、補助事業やったら、上下、ここには来とらんで公道ありますよ、そこまで町が引きます。その中は業者さんですという指導がなされるのが普通ではないかと。私の考えはそうですけど、そこら辺、私の考えと行政さんの考え、補助の関係でそうなってくるという理解をさせていただいてよろしいんですか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 年度の初めに交付申請を県のほうへしますので、そういう事業に乗れて、なおかつ、その予算の確保措置ができたものという考え方でございます。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） 補助事業の申請を出して、それで、そうすると、やっぱり補助事業の申請出してそれが予算化されたら、業者としてはそれだけ利益、それちょっと私も理解しかねますけど。はい、分かりました。そこら辺の補助事業の関係が、そこら辺がやっぱり私もちょっと理解しかねるけど。なぜ開発業者に対して、その補助で出た金額を使わんならんのかということですか。

○議長（小林 一則君） 町長、補足はありませんか。

○11 番（山口 和宏君） 補助事業に乗った場合というのはちょっとおかしいと思います

けど、それで、また業者が開発・・・とか、これは補助の関係でやりますよというようなことでは、ちょっとそれはまずいかなと思うけども、そこら辺はちょっと見直しをかけていただくのがと思いますけども。その点、私としては納得できない。

○議長（小林 一則君） 暫時、休憩します。

(15 時 22 分休憩)

(15 時 32 分再開)

○議長（小林 一則君） 再開します。

町長、質問の趣旨は分かっていますか。

上下水道課長 東 博明君から答弁がございします。

上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 再度、とめ直しをいたします。今回、フレックスプランというようなことで、田丸、佐田、妙法寺、中楽の一部ということで、大きなエリアで供用開始、必ず下水道を使用しなければいけないという区域の設定をまず、いたしております。その中の開発行為につきまして、本来、今まで業者でやってきましたのと、町でやってきましたのと、今のところ、混在しておるような状況がございします。当初は町で、平成17年度は町でやっとなるのが主流で、ここ20年ぐらいからは業者さんで負担をいただいとるような実情もありまして、それが混在しとるというようなことで、今回、23年からは、さっきもおっしゃいました供用開始の区域の中で、なおかつ、事業に乗れる、また、あと業者さんの施工時期もありますものですから、それがうまく合った場合に町が施工できるという方向で進めていこうということで、23年からという方向性を決めたということでございします。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） ありがとうございます。そうすると、その事業に乗ればということございしますな。単なる、これ聞いとる人に、見てる方がとられるのは、あそこ今大きい開発をしておる、あれも一緒ですか。あそこも一緒の地域になるよってそれが使えるかわかりませんということですか。あの妙法寺で今、開発されてますわな。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 妙法寺は認可区域ではあるのですが、供用開始の水の落とせる区域外、落とせないところ、フレックスプランで接続できない部分でございします。ですので、扱いのほうが違ってまいります。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） あれだけ引っ付いておっても、その外になってきますの。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 議員仰せのとおりで、筆でくくってありますので、道1本挟んだら内と外というような事態が起こってまいります。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） ありがとうございます。いろいろと私も勉強不足のこともありまして、ただ単に私は基本的に考えると、そういう行政指導があり、私は古い考えかわかりませんが、開発区域内の区画にあたる道路に対してはやっぱり業者さんが入れるべきなのかなという認識でおりましたので。ただ今の説明を受けてますと、フレックス事業の地域内ということでその位置付けができるということで、それは分かりました。そやけど、これがさっきの話、ほかでもこういうことが起こってきた場合のことを想定されますと、二択もちょっと私も理解しにくいところがあるけども、ある程度の線を引き指導をしていただくのがこれからの町政の、町費を使わずにでも、多額なこれを進めていくには町の予算も必ず出てくと思いますので、そこら辺のところを考えつつ、これも見直しをかけるとか、そういうところの施策は一線を引っぱっていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、関連になりますが、インフラ整備の位置付けで、開発地域の上水道工事について、私がちょっと気になるところでお尋ねしたいと思います。これも関連になってきますが、お伺ひします。井倉地域の開発ですが、上水本管から開発区域までの上水工事を町費で施工されたというように私は理解しているのですが、さっきの話の中にも出ましたけども、やっぱり開発業者が施工されるのが筋かと私は思っていますが、この件は21年度に施工されたということで、今まで私も気にはなっていました。

そこで、あえて、この引き続きの関連でお伺ひしたいと思いますけども、行政としてインフラ整備への考え方、インフラ整備という大きな考え方の中での行政側のインフラについての考え方はどうのお考えか、聞きしたいと思います。

○議長（小林 一則君） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一君） 山口議員からの大きな意味での町としての社会資本といいますか、上水下水道あるいは道路等もあるわけですが、その考え方はどうかということでございますが、やはり町として全体の土地の利用を有効に考えていく、そしてまた、若い人たちが玉城町へ住んでいただくような定住促進を図っていく、あるいは企業さんが厳しいですけども立地をしていただく、そのためには当然のことながら、道路なり、あるいは上水道なり下水道の敷設が当然必要になってくると思っております。したがって、これは、それやったら具体的にどこの今の地域へ何をどう敷設するということにはいたっておりませんが、やはり町としてはそういうところへ誘導をする、あるいはそういう開発が見込まれるということにつきましては、できるだけ町として誘導するための施設整備が必要ではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） 基本的なインフラ整備の位置付けのお話を、行政側としての考え方として私は聞かせていただきました。私が気になるこの・・・ではインフラという、私、この件に関しても課長のほうに再度お尋ねしたことがあります。それで、イン

フラの位置付けということで整備をしたということで聞かせていただいておりますが、私が見る限り、ちょっとあれはインフラという関連なら、これ21年度の施工でしたので、22年度、去年あたりでも引き続き予算化されてくるのかなと私も思っていました。まだ何の手も付かずそのままの状態ということで、私は課長には、インフラの大きな位置付けの中で隠れ蓑、言い方は失礼ですけども、大きな観点の中でというようなことと違うのかなと私は課長に聞かせていただいたわけですが、施工図面も見せていただきました。それで、そこは以前から1軒お家が建っていて、それで、また、そこへその方は個人的に本管から20mmの上水を引いたと。20mmを施工するという時点でも、町の指導の中ではそれはどうかと私は思いますが、その点はどうか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 以前にもケースといたしまして、個人が20mmなりが必要な場合ということは、必要最小限の20mmの負担をいただいて、あと、75mmなりに太くする部分について町が持ち出しの費用を出すというようなことで、建設改良を行った事例は、以前からずっと将来を見据えた中でやってきたこととございまして、今回のところも一応末端環境、一方通行の水路になりますものですから、将来的に管網整備ということでループ化、ぐるっと回せるような状況も作りたいという中で、将来的にもまた下水道の幹線が通る予定でもございまして、そういう路線であるということで、管網整備の一環と、先ほど議員さん言われましたインフラ整備の一環ということで取組をさせていただいたところでございます。

○議長（小林 一則君） 11番 山口 和宏君。

○11番（山口 和宏君） 答弁の内容としましては、インフラ整備、管路工事の流れという中の工事で進めさせていただいたという答弁をいただいておりますが、実際、あそこでぷつぷつと今現在、切れている状態で、そやけど、先ほども私質問させていただいた20mmの敷設をするというのは、あれ、200mぐらいありますわな。それを町として普通、1軒でも75mmを引っぱって、それから支線で20mmなり13mmでメーター上げるのがという指導されるのが普通だと私は思いますが、なぜ20mmの施工を行政として指導されたのかと。それは費用はかかると、先ほど答弁されました。費用がかかるので75mmやったらこんだけの差額が出ますということで、それでは私とこも個人負担になるんでそれはかなわんということで、その場は了解したということでよろしいかと思っておりますが、どうですか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 先ほどのご質問ですけど、本当だったら個人としては20mmの管路で十分ということでございますけど、こちら、先ほども申し上げましたが、ループ化という取組の中で、75mmをこの際、敷設していこうということで、ちょうどタイミングが合ったということもございまして、21年度に建設改良工事として取組をさせていただいたということです。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） 21 年度で、ループ改良で上水をあの開発区域に引っぱったという答弁でございますが、開発がされたで引いたという感じで私はとってますが、ちょっと聞いた話では、そこまでもう 20mm が来とるので、行政が認めたのなら、そこからでもその開発地域へはもう上水が引ける状態ではありますわな。そやけども、そこら辺をやっぱり行政としては、そりゃ 20mm では 6 軒も 7 軒もというわけにはいきませんで、ループ化を見据えて 75mm の本管をとということで敷設をされたという答弁でございます。

ループ化を見据えて、また、先々の開発も見据えてという観点であれば、どう考えても、あそこで消火栓も付き、21 年度の 8 月の施工でしたか、それで終わっとると。そこでふつつりそれ以来何の予算付けもしてないという中で、やっぱり開発絡みで上水の施工という私は見方をしました。それで、そこら辺はその当時はそういう流れでやったのではないかと私は考えてますが、そこら辺の答弁はいただきたいのですが。そういう流れがあったのか、開発に対しての上水を引くという関連と私は受けてますが、ループ事業に関連して 75mm をあそこは引っぱらないかんということで、ちょうどうですか。

○議長（小林 一則君） 上下水道課長 東 博明君。

○上下水道課長（東 博明君） 議員さんおっしゃられる、開発に合わせてやったのではないのかというご質問ですけど、実はきっかけになったのが開発の給水の話がある中で、こちらループ化という課題がございますし、200m をさせていただいたわけですけど、あと残りはどうかということになりますと、また下水道工事の幹線が始まってまいりますので、また敷設替えということでもいけませんものですから、まだ設計もできておりませんし、それで、とりあえず排水路までの 200m で止めさせていただいて、下水の計画が出てから適時、接続するような格好で計画をいたしたいと思っております。

○議長（小林 一則君） 11 番 山口 和宏君。

○11 番（山口 和宏君） 説明をいただきまして、私自身、理解をしかねるところもございますが、ループ化整備またインフラ、大きな観点でインフラ整備という町長のお話もありまして、私もインフラということをインターネットやなにかで調べさせていただいて、根幹はどこにあるのかということもいろいろお聞きしたりしたこともございますので、私は私なりのインフラ整備についての理解というのは、先ほど町長おっしゃいましたように、道路整備、町民の方々の生活に関するライフライン整備もしかりということで、それは十二分によく分かりますが、インフラという大きな観点の中でいいますと、私は、この事業に対してでも何の事業に対してでも、インフラ、大きな観点ではあそこのスポーツセンターを必要やないか、改善センターも、ああいうのもインフラ関連の整備の一環と大きな感じでは受け止めてますけども、その中で私が思うに、インフラというのは先行投資でいきます。そこへ予算付けをする限りは、やっぱりそれが中長期、5 年 10 年というサイドで行政が町費を使って先行投資をするという限りは、ある程度の回収が

でき、それに見合うプラスが生じるという観点で試算をされて先行投資をされるのが、私はそもそも基本ではないかと思って理解はしているのですが、いろいろ答弁いただきましたけども、その中で先々インフラ整備の位置付け、大きな観点でいきますと、これはインフラ、また管路の整備と、今、課長もおっしゃいましたけども、大きな観点でいきますとそうかもわかりません。そやけど、21年度に施工されて、それ以降、何の予算付けもしなくて、管路工事で循環を図りますと言ったところで説明されても、私は理解し兼ねるところが多々あります。進めたということは理解してますので、この2点につきましては、ある程度の予算付けをして進めるのがどうかと。この問題は、それなら、おら申請出して開発すると、これがやっぱり出てくると思います。そやで、それをきっちりやっばり行政側として

○議長（小林 一則君） 質問の要旨をまとめて完結にやってくれますか。

○11番（山口 和宏君） 分かりました。行政側としてきっちりそこら辺は線を引き、これから町政運営に関して、やはり予算付けをしてく限りは、そこら辺はきっちり見据えて町政を進めていただきたいと思しますので、どうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

閉議の宣告

○議長（小林 一則君） 以上で、11番 山口 和宏君の質問は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日6日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願ひます。

本日は、これをもって、散会いたします。

ご苦労さんでした。

(16時18分閉議)